

水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱の運用について

令和4年3月29日付け 3水港第2575号
最終改正 令和7年3月31日付け 6水港第2285号

第1 対象事業

この通知の対象は、水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱（令和4年3月29日付3水港第2556号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）の別表1に掲げる事業とする。

第2 事業の内容等

交付等要綱の別表1に掲げる事業を実施するために必要な個別事業の内容等は、以下のとおりとする。

1～3 （略）

4－1 水産業強化支援事業

交付等要綱第4の4－1の（5）の政策目標ごとのメニューの具体的内容については、別記7－1のとおりとする。

4－2 海業推進事業

交付等要綱第4の4－2の（5）の政策目標ごとのメニューの具体的内容については、別記7－2のとおりとする。

5 水産業競争力強化緊急施設整備事業

交付等要綱第4の5の（2）のイの事業メニューの具体的な内容については、別記8のとおりとする。

6～11 （略）

第3 環境負荷低減

（1）交付等要綱の別表1に掲げるⅠからⅫの交付金の事業実施主体は、事業ごとにクロスコンプライアンスチェックシート（別記様式第7号又は別記様式第8号）を作成し、交付申請時及び実績報告時に提出することとする。

（2）都道府県知事が補助金の交付の対象となる場合、別途都道府県担当部局が環境負荷低減のチェックシートを提出することから、事業実施にあたり、農林水産省が定めたみどりの食料システム戦略（令和3年5月12日みどりの食料システム戦略本部決定）を理解し、関係法令を遵守した上で、前記によらず当該チェックシートの提出を省略できる。

附 則（令和４年３月 29 日付け 3 水港第 2575 号）

- 1 この通知は、令和４年３月 29 日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、「水産関係地方公共団体交付金等実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日 21 水港第 2630 号水産庁長官通知。以下「旧通知」という。）」は廃止する。ただし、本通知の施行前に旧通知の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお従前の例によることとする。

附 則（令和４年 6 月 17 日付け 4 水港第 678 号）

この通知は、令和４年 6 月 17 日から施行する。

附 則（令和４年 12 月 2 日付け 4 水港第 1872 号）

- 1 この通知は、令和４年 12 月 2 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の通知の規定により行うこととされている令和４年度予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（令和５年 3 月 28 日付け 4 水港第 2393 号）

- 1 この通知は、令和５年 4 月 3 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の通知の規定により行うこととされている令和４年度予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（令和５年 11 月 29 日付け 5 水港第 1759 号）

この通知は、令和５年 11 月 29 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日付け 5 水港第 2399 号）

この通知は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 12 月 17 日付け 6 水港第 1853 号）

この通知は、令和 6 年 12 月 17 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日付け 6 水港第 2285 号）

- 1 この通知は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の通知の規定により行うこととされている令和 6 年度予算に係る事業については、なお従前の例による。

第 1 資源管理目標

メニューの内容	事業実施主体
1 水面利用調整の推進 (1) 資源利用調整推進事業 漁業調整委員会等が資源管理協定に関連する地域及び漁場利用上のトラブル等が広域的に問題となっている地域等に関する実態調査等やその漁場利用調整等に関する関係者間の協議を行うものとする。 (2) 国際漁場隣接地域管理事業 国際漁場に隣接する境界水域における操業の管理の徹底や外国漁船とのトラブル防止のための操業指導等を実施するため、次の事業を実施するものとする。 ア 水域監視事業 (ア) 北海道が監視船等により監視を行うものとする。 (イ) 北海道の漁業協同組合等が陸上レーダー等により監視を行うものとする（北海道がその経費の3／4以上を交付する場合に限る。）。) イ 適正操業指導事業 (ア) 北海道以外の都府県が入漁指導及び操業状況調査を行うものとする。 (イ) 北海道及び長崎県の漁業協同組合連合会、公益法人等が適正操業指導事業を行うものとする（北海道及び長崎県がその経費の3／4以上を交付する場合に限る。）。)	都道府県、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、公益法人、漁業協同組合等が組織する団体（漁業協同組合又は漁業協同組合及び市町村が合同で構成する法人でない団体であって代表者の定めがあり、かつ組織及び運営について規約を有しているものとする。) 北海道 漁業協同組合及び漁業協同組合等が組織する団体（漁業協同組合又は漁業協同組合及び市町村が合同で構成する法人でない団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約を有しているものとする。) 北海道以外の都府県 漁業協同組合連合会、公益法人及び漁業協同組合等が組織する団体（漁業協同組合又は漁業協同組合及び市町村が合同で構成する法人でない団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約を有しているものとする。)
2 密漁防止対策の推進 (1) 密漁防止地域対策事業 悪質化・広域化し、実態が多様化する密漁を防止するため、広域な関係者による協議会の開催や密漁監視のための指導講習会を開催するものとする。 (2) 密漁防止普及啓発事業 密漁防止のために看板、のぼり、ポスター等の製作及び設置やメディアの活用等による普及啓発を行うものとする。 (3) 密漁防止監視活動支援事業 効率的な密漁防止の監視活動に必要な資機材（暗視カメラ、無人航空機等）の導入や監視活動の支援（監視員の保険料等）をするものとする。	都道府県、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、公益法人及び漁業協同組合等が組織する団体（漁業協同組合連合会、漁業協同組合又は地方公共団体が構成員となる法人でない団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約を有しているものとする。) 都道府県、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、公益法人及び漁業協同組合等が組織する団体（漁業協同組合連合会、漁業協同組合又は地方公共団体が構成員となる法人でない団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約を有しているものとする。) 都道府県、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、公益法人及び漁業協同組合等が組織する団体（漁業協同組合連合会、漁業協同組合又は地方公共団体が構成員となる法人でない団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約を有しているものとする。)

1 メニューの内容

(1) 本成果目標におけるメニューごとの対象施設の名称、交付率、下限事業費及び実施要件については、次のとおりとする。

ア ハード事業

タイプ	メニュー名	対象事業	交付率	B/C	下限事業費	実施要件	主な内容
浜の活力再生プラン推進タイプ	養殖施設の整備	養殖施設（養殖施設再配置含む）の整備	定額（1/2 以内）※1	1 以上	500 万円（内水面については 300 万円）	・漁業管理、資源回復又は漁場環境の維持・改善の取組を阻害するおそれのあるもの（資源回復に取り組むべき魚種に対して過剰漁獲が生ずる場合など）は、対象としないものとする。 ・養殖施設再配置については、持続的養殖生産確保法（平成 11 年法律第 51 号）に定める漁場改善計画に基づくこと。交付対象は繫留資材に限る。	・魚介類等をいけす等に入れて飼育するための施設及び持続的養殖生産確保法に定める漁場改善計画に基づく養殖施設の再配置のための繫留資材の整備
		種苗生産施設（養殖用種苗等、所得向上を目的とした種苗生産施設）の整備	定額（1/2 以内）※1	1 以上	500 万円	－	・所得向上を目的に養殖用及び放流用の魚介類等をふ化・育成する施設の整備
		地下海水取水施設の整備	定額（1/2 以内）	1 以上	300 万円	－	魚介類等の養殖又は養殖用種苗生産に利用するための地下海水の取水施設の整備
浜の活動環境整備支援タイプ	海面資源増殖施設の整備	種苗生産施設（さけ・ます資源及び内水面水産資源を除く資源の増大を目的としたもの）の整備	定額（1/2 以内）	－	500 万円	・次のいずれかに該当するものを対象とする。 ア 既存の施設ではその位置又は能力から見て必要とされる種苗供給が困難な都道府県で実施するもの。ただし、施設の整備の実施箇所の選定のため都道府県等が行う調査の結果に基づき、地理的及び生物的条件から見て適地であると認められる場所で、かつ、既存の施設の補完的な役割を担い得る場所で実施するものに限る。 イ 広域回遊性資源を増大させる上で拠点となる施設の整備で、その対象となる魚種について先進県等がその海域全体のために実施するもの ウ 既存の施設を利用して増設、改築、合体又は併設により新技術導入等のための施設を整備するもの	魚介類等をふ化・育成する施設（さけ・ます資源及び内水面水産資源を除く資源の増大を目的としたもの）の整備

	さけ・ます増殖施設の整備	種苗生産等施設（さけ・ます資源の増大を目的としたもの）の整備	定額（1/2 以内）	—	300 万円	・サケの放流尾数の都道府県内合計が過去3年連続して200万尾以上であること。 ・都道府県内のサケ沿岸来遊尾数（沿岸漁獲数と河川漁獲数との合計）が過去3年連続して1万尾以上であること。	・捕獲、蓄養、採卵施設（魚止め施設、河床、護岸、魚止め装置保管庫、蓄養池及び採卵室を含む。）の整備 ・ふ化施設（検卵室、ふ化槽、ふ上槽及び養魚池を含む。）の整備 ・飼育管理施設（管理室、倉庫、上屋施設及び飼育池を含む。）の整備 ・給排水施設（導水路、井戸、発電機施設及び排水路を含む。）の整備 ・自動給餌・自動池掃除施設（水流式、ブラシ式等）の整備 ・環境負荷低減施設（稚魚の飼育により生じる残餌、糞等処理するための排水処理施設、残滓処理施設、沈殿池を含む。）の整備 ・海中飼育施設（網いけす、浮子、ワイヤーロープ等の付属品を含む。）の整備 ・取水堰堤等の河川を横断している構造物に設けるさけ・ます類が上流へ遡るための通り道（魚道） ・魚道機能障害を回復するための施設（魚道の延長、導流堤等）の整備
	内水面増殖施設の整備	内水面漁場環境改善	定額（1/2 以内）	—	300 万円	・内水面漁業に係るものに限る。 ・漁業管理又は資源回復の取組を阻害するおそれのあるもの（資源回復に取り組むべき魚種に対して過剰漁獲が生ずる場合など）は、対象としないものとする。	・内水面の漁場環境改善を図るために行う基盤や施設の整備。内水面資源の産卵・育成に適した環境を整備するために行う自然石やネット等の基質の設置、漁場の底質等の改善を目的として堅くなった底質を耕すこと（耕うん）、底質を整えること（整地）、堆積物等の障害物を除去すること、取水堰堤等の河川を横断している構造物に設ける内水面資源が上流へ遡るための通り道（魚道）及び魚道機能障害を回復するための施設（魚道の延長、導流堤等）やブロック・自然石等（魚礁）を設置すること等
		種苗生産施設（内水面資源の増大を目的とし	定額（1/2 以内）	—	300 万円	・内水面漁業に係るものに限る。	・地先資源の増大を目的として内水面資源をふ化・育成し、放流等に適したサイズまで育成するた

		たもの)の整備					めの施設の整備
		内水面資源増殖関連施設(種苗生産施設を除く。)の整備	定額(1/2以内)	—	300万円	・内水面漁業に係るものに限る。 ・漁業管理又は資源回復の取組を阻害するおそれのあるもの(資源回復に取り組むべき魚種に対して過剰漁獲が生ずる場合など)は、対象としないものとする。	・内水面資源を維持増大 ・増殖するための関連施設(給排水施設、給排水等処理施設、種苗採捕施設、病害汚濁防止施設等)及び間接的施設(体験学習・展示施設、遊漁関連施設等)の整備
浜の活力再生プラン推進タイプ	備ノリ養殖競争力強化に資する整備	ノリ高性能刈取船の取得等	定額(1/2以内) ※2	1以上	500万円	—	・ノリ競争力強化のために必要なノリ高性能刈取船の取得等
		大型ノリ自動乾燥機の導入	定額(1/2以内) ※2	1以上	500万円	・原則として規模が10連以上のものに限る。	・ノリ競争力強化のために必要な大型ノリ自動乾燥機の導入 ・附帯施設のみの整備
		大型ノリ自動乾燥機の設置に必要な上屋の整備	定額(1/2以内) ※2	1以上	500万円	—	・大型ノリ自動乾燥機の設置に必要な上屋の整備
	必要となる取組	浜の活力再生プランの目標達成に必要な施設の整備	定額(1/2以内)	1以上	500万円(内水面水産資源及びさけ・ます資源に係るものについては300万円)	浜の活力再生プランの目標達成に必要な施設に限る。	・浜の活力再生プランの目標達成に必要な施設の整備
本体施設に同じ		上記の附帯施設の整備等	本体施設に同じ	同左	同左	—	—

イ ソフト事業

メニュー名	実施要件
内水面水産資源の調査・指導	内水面水産資源の回復に関する施策及び内水面における漁場環境の再生に関する施策を総合的かつ効果的に実施するために行う次の調査等とする。 (1) 内水面水産資源量調査 河川、湖沼等における内水面水産資源の状況の調査 (2) 内水面における漁場環境の再生に関する調査・指導 内水面水産資源へ影響を及ぼしている要因調査、漁場環境の再生に関する施策を実施するために必要な調査・指導等
甚大な被害を及ぼす災害等における内水面水産資源の復旧	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)に基づき「激甚災害」として指定された災害による被害又は水産庁長官がその被害の状況から特に必要であると認める災害による被害であって、被災前の内水面資源状況についての客観的なデータを有し、都道府県等の公的機関により災害による被害状況を証明できる場合に、内水面資源の復旧のために実施する増殖等とする。
養殖生産工程	養殖水産物の危害の未然防止と養殖水産物全般に係る消費者の信頼性の向上を図るため

の管理	に行う次の対策とする。 (1) 養殖生産履歴の記録手法の策定 水産エコラベルなど養殖生産工程の管理のために、事業主体が地域の特性を考慮した対象種ごとの養殖生産履歴の記録手法を策定 (2) 養殖生産履歴の記録手法の普及 策定した養殖生産履歴の記録手法を適正に実践させるための関係者に対する研修会や指導会議の開催並びに啓発及び指導用資料の作成配布等
地下海水の試掘調査	陸上養殖施設（養殖用種苗生産施設を含む。）に用いる地下海水の取水施設の設置を目的に行う調査とする。
その他、浜の活力再生プランで必要となる取組	浜の活力再生プランの目標達成に必要な取組に限る。

(2) 沖縄（沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 1 項に規定する沖縄をいう。以下同じ。）において、(1) のアの交付率の欄において※ 1 を付した施設を整備する場合にあっては、当該欄によらず交付率を定額（2／3）とする。

(3) 次のアからウまでのいずれかに該当する地域（以下本成果目標において「離島」という。）において、(1) のアの交付率の欄において※ 2 を付した施設を整備する場合にあっては、当該欄によらず交付率を定額（5.5／10）とする。

ア 離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

イ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定する奄美群島

ウ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島

(4) 浜の活力再生プランへの位置付け

(1) のアにおけるタイプ欄が「浜の活力再生プラン推進タイプ」である施設を整備する場合にあっては、当該漁村地域において策定された浜の活力再生プランにおける取組内容に当該施設の整備が位置付けられていることを要するものとする。

(5) その他

(1) のイにおけるメニュー欄が「甚大な被害を及ぼす災害等における内水面水産資源の復旧」である事業において、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）に基づき激甚災害に指定された場合にあっては、災害発生日から激甚災害に指定される日までの間に着手した事業も交付対象とすることができる。

この場合にあっては、交付等要綱別記様式第 3－1 号別表のメニューの内容欄に着手日を記入するものとする。また、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等については自らの責任とすることを了知した上で交付申請を行うものとする。

2 実施基準

(1) 一般的基準

ア 事業実施主体

本メニューの事業実施主体は、次に限るものとする。

(ア) 地方公共団体

(イ) 地方公共団体の一部事務組合

(ウ) 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会

(エ) さけ・ます類の人工ふ化放流事業を行う団体

(オ) 漁業を営む法人（次の a から c までを全て満たすものに限る。）

a 地域の実情を踏まえ、当該法人が事業実施主体となることが水産業の発展に真に必要なと都道府県知事が判断するものであること。

b 次の i 又は ii のいずれかに該当する者（以下「漁業従事者」という。）を 5 名（事業実施地域が離島又は沖縄である場合は、3 名）以上雇用していること。

i 自ら漁業を営む者

ii 漁業を営む法人に雇用され年間 90 日以上漁業（陸上作業を含む。）に従事する者

c 次の i 及び ii のいずれにも該当しないこと。

i 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号のいずれにも該当しない法人

ii i に該当する法人から出資を受けた法人

(カ) 水産業の振興を目的として設立された団体又は法人（（１）のアの（ア）から（ウ）まで又は漁業者（3 名以上）が主たる構成員又は出資者となり、事業活動を実質的に支配できるものかつ水産庁長官が適当と認めるものに限る。）

イ 受益対象者

漁業者（個人（原則として会社等の被雇用者を除く。）又は法人のうち、事業実施主体が地域の水産業振興の観点から対象施設の利活用を認めることが適当と判断したものに限る。）

ウ 受益数

１の（１）のアにおけるタイプ欄が「浜の活力再生プラン推進タイプ」である施設については、次の（ア）及び（イ）の合計が 5 以上であること。

（ア）受益戸数

（イ）受益者が（１）のアの（オ）又は（カ）の要件を満たすものである場合、当該受益者の雇用する漁業従事者

ただし、次に掲げる場合は（ア）及び（イ）の合計を 3 以上とする。

a 事業実施地域が離島又は沖縄である場合

b 「ノリ養殖競争力強化に資する整備」メニューであって、受益者が養殖するノリ網の合計面積が 15,000 m²以上の場合

エ 施設の規模、建設費等

建物本体の建設については、地方公共団体において一般的に使用されている仕様を基準とし、建物本体の広さについては、新営一般庁舎面積算定基準（平成 15 年 3 月官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議決定）、地方公共団体において使用されている単価及び歩掛り並びに民間団体等で定められている基準を参考としつつ、事業費の軽減を図り、実情に即した規模のものを計画すること。また、過剰な施設整備を排除し、事業費の軽減に努めること。なお、建物附帯施設、機械等については、システム、機種等の比較検討を十分行った上で計画するものとする。

オ 交付の対象とする施設

新設又は新品によるもののほか、既存施設及び資材の有効利用等の見地から必要があると認められる場合には、増設、併設、合体、改築、改修又は古材の利用に係るものを対象とすることができるものとする。ただし、既存施設の一部取り壊し及び復旧に係る経費は対象としないものとする。

また、法令等の違反とならない範囲で費用の軽減を図り、実情に即した規模のものを計画するものとする。建物附帯施設、機械等については、システム、機種等の比較検討を十分行った上、計画するものとする。

カ 交付の対象とする施設の耐用年数

交付の対象とする施設は、原則として処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。）が5年以上のものとする。

キ 中古品・古材の利用

所要の耐用年数及び性能を満たすと認められる場合は、中古品・古材の利用による整備を交付の対象とすることができる。なお、中古品・古材を利用しても処分制限期間を割り引くこととはしない。

ク 交付の対象とならない施設

次の（ア）から（オ）までのいずれかに該当するものは、交付の対象としない。

（ア）法人又は団体の事務所等、事業目的に直接関係せず、専ら事業実施主体の運営に係るもの。

（イ）事業計画に反し、特定の者が他の受益者を排して施設の一部又は全部を独占的に使用又は利用するもの。

（ウ）目的外使用のおそれがあるもの。

（エ）消耗的な資材費、用地買収費、借地料、補償費、種苗購入費（附帯事業に必要なものを除く。）等の経費であるもの。

（オ）漁業管理又は資源回復の取組を阻害するおそれがあるもの（資源回復に取り組むべき魚種に対して過剰漁獲が生ずる場合など）。

ケ 事業実施主体の適格性

適格性を有しないと認められる事業実施主体が行おうとする事業については、交付の対象としない。

コ 資源管理の取組

事業を実施する地域においては、水産資源の管理の取組に努めるものとする。

なお、資源管理の取組が行われていない地域にあつては、交付の対象としない。

サ 施設撤去費

施設撤去費は、原則として交付の対象としない。

シ 収益性のある事業における受益者への収益配分

交付金の交付を受けて整備した施設により収益性のある事業を実施する場合、事業実施主体は受益者への収益配分（漁獲物の買取価格の向上、漁業者への資材販売価格の低減等）を行うことにより、事業における収支計画を均衡させることとし、事業実施主体のみが過剰な利益を享受する事業は、交付の対象としない。

ス 他の事業等からの切替え

自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を、当メニューに係る施設の整備に切り替えて交付の対象とすることは認めない。

セ 木材利用の促進

施設の整備に当たっては、地域の実情、施設の構造等を勘案しつつ、間伐材等の木材の利用促進に配慮するものとする。作業保管施設の整備については、コスト等の制約を受ける場合を除き、間伐材等の木材による建設を推進する。

ソ 防災漁業経営施設整備計画

個々の事業計画の策定に当たっては、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第19条第3項の規定に基づく防災漁業経営施設整備計画を考慮する。

タ 事業完了後の適切な管理運営

事業実施主体は、厳正的確な実施を期するとともに、本目標が十分に達成されるよう事業完了後における管理運営に必要な措置を講ずる。

（2）施設の増設、併設、合体、改築及び改修の取扱い

ア 増設

既存の施設と同目的の施設を、既存施設と接続して又は既存施設と離れた位置に設置するものとし、接続による設置の場合は、拡張する部分が既存の施設と同程度以上の構造及び仕様である場合に限り交付の対象とする。なお、既存の施設の一部取壊し及び復旧に係る経費は、交付の対象としない。併設、改築及び改修の場合も同様とする。

イ 併設

既存の施設に接続して、他の目的の施設を設置するものとし、既存施設の利用上支障がないと認められる場合に限り交付の対象とする。

ウ 合体

他種の施設整備と同時に合一して行うもの又は2以上の実施主体が同種の施設整備を合一して行うものとし、施設の設置目的及び利用を阻害しない場合で、事業費の軽減が図られ、かつ、それぞれの施設整備の固有の工事費が区分され、2以上の施設整備に共通する工事費が施設の規模、能力又は利用区分に応じて按分が可能である場合に限り交付の対象とする。

エ 改築

既存の施設について、その目的は変更しないものの、その機能の向上等を図るため、施設の全部又は一部に変更を加えるものであり、以下の（ア）から（ウ）までのいずれかの場合に限り交付の対象とする。

（ア）施設の再生（次のaからcまでの要件を全て満たすものに限る。）

- a 著しい損耗により法定耐用年数まで機能維持が困難と見込まれるもの
- b 新築と比べて耐用年数当たりの整備費の節減が図られること。
- c 当該施設の利用状況が適切であること。

（イ）施設の省エネ機能整備

施設の稼働に要する燃油、電力等の消費量又は経費が1割以上削減されること。

（ウ）生産規模の拡大等（1の（1）のアのB／Cの欄において「1以上」とした施設

の場合であって、次の a から c までの要件を全て満たすものに限る。)

- a ①生産規模、生産能力又は生産性の 1 割以上の増大、②施設稼働に係る人件費又は労働時間の 1 割以上の削減（併せて施設の稼働経費が削減されること。）、③施設の設置後に新たに設けられた基準（排水規制、フロンガス規制、建築基準法、消防法等）への適合化、④耐震化、⑤バリアフリー化、のいずれかに該当すること。
- b 新築と比べて整備費の節減が図られること。
- c 当該施設の利用状況が適切であること。

オ 改修

既存の施設について、他の目的に利用するため、施設の全部又は一部に変更を加えるものとし、1 の（1）のアの要件に合致し、事業費の軽減が図られる場合に限り交付の対象とする。なお、既存部分の扱いは中古品・古材に準ずるものとする。

（3）附帯施設

附帯施設とは、本体施設と一体的に整備し、本体施設の機能を補完するものをいう。

（4）事業の実施及び指導監督

事業の実施に当たり、都道府県及び市町村は、事業実施主体に対し適正な指導監督を行うものとする。

3 費用・便益分析に関する特別の扱い

1 の（1）のアの B/C の欄において「1 以上」とした施設は、採択基準として費用・便益分析（ $B/C \geq 1$ ）であることを要する施設である。

4 融資

（1）事業実施に必要な資金については、株式会社日本政策金融公庫の業務方法書の定めるところにより株式会社日本政策金融公庫の融通を、漁業近代化資金融通法（昭和 44 年法律第 52 号）の定めるところにより漁業近代化資金の融通を受けることができる。ただし、沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫の業務方法書の定めるところにより沖縄振興開発金融公庫資金の融通を、漁業近代化資金融通法の定めるところにより漁業近代化資金の融通を受けることができる。

（2）都道府県知事等は、必要があると認められる場合には、事業計画の概要及び資金の所要額について取りまとめの上、関係金融機関に通知する。

（3）都道府県知事等は、（1）に基づく融資を受けるに当たり、当該交付対象物件を担保に供する場合には、交付等要綱別紙様式第 1 号第 5 に規定する内訳書を事業計画に添付し、水産庁長官に提出するものとする。

5 助成

（1）国は、毎年度、予算の範囲内において、次に掲げる経費について、その 2 分の 1 以内に相当する金額を交付する。

ア 事業計画の策定及び事業実施の指導監督に要する都道府県の経費とし、その算定は、事業費の 1.0% を上限とする。

イ 事業実施の指導監督に要する市町村の経費とし、その算定は、事業費の 0.4% を上限とする。

（2）事業実施主体が都道府県以外である場合の事業費の国庫交付金残部分については当該

事業が円滑に実施できるよう、都道府県又は市町村において所要の助成措置につき配慮する。

6 附帯事業

(1) メニューの内容

本メニューにおける内容及び交付率については、次のとおりとする。

内容	交付率
1 の (1) のアの施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる以下の事業 ①調査・調整活動 ②新たなマーケットの開拓 ③実践的知識及び技術の習得活動	定額 (1/2 以内)

(2) 実施基準等

実施基準については、本体事業に準じるものとする。

第3 経営構造改善目標

1 メニューの構成

本目標に係る施設のメニューは、以下に掲げるものとする。

(1) 漁業共同利用施設の整備

このメニューにおいては、浜の活力再生プラン(浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について(平成26年2月6日付け25水港第2656号農林水産事務次官依命通知)第4において水産庁長官の承認を受けたものをいう。以下同じ。)の取組に位置付けられた漁業者等が行う生産現場の作業の協業化・効率化、漁獲物の衛生管理や付加価値向上、燃油コストの削減や省燃油、女性や高齢者の参画等のための施設及び浜の活力再生プランの策定地域における作業の安全性向上、漁業者の資質向上等に必要な施設の整備により、漁村地域の活力の再生を図る。

(2) 上記(1)のメニューの附帯事業

このメニューにおいては、上記(1)の施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調査・調整活動、新たなマーケットの開拓、実践的知識及び技術の習得活動、地域の実態に合わせた機器改良(施設の維持管理にかかるものは除く。)等を実施する。

2 漁業共同利用施設の整備関係

(1) メニューの内容

ア 本メニューにおける対象施設の名称、交付率、下限事業費及び実施要件については、次のとおりとする。

タイプ	対象施設	交付率	B / C	下限事業費	実施要件	主な内容
浜の活力再生プラン推進タイプ	荷さばき施設	定額 (1/2 以内)	1 以上	500 万円 (事業実施主体が都道府県の場合 1,500 万円)	・ 地方卸売市場又は中央卸売市場（卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）に定めるもの）は対象としない。 ・ 年間取扱量が 3,000 t 以上（産地市場の統廃合等に伴って集出荷機能が集約され、3,000 t 以上の年間取扱量が見込まれる場合も含む。）の地域にあつては、水産物集出荷機能集約・強化対策事業基本計画（水産物集出荷機能集約・強化対策事業実施要領（平成 31 年 3 月 27 日付け 30 水港第 2382 号水産庁長官通知）に基づき策定する基本計画をいう。以下同じ。）が策定されていること。 ・ 市場機能を有する場合は、産地市場再編整備計画（水産物産地市場の統合及び経営合理化に関する方針（平成 13 年 3 月 30 日付け 12 水漁第 4504 号水産庁長官通知）に基づき都道府県が策定する整備計画をいう。）に基づくものであること。 ・ 卸売市場を整備する場合においては、水産物の取引参加者の新規参入の基準について、独占禁止法等の問題となるおそれがないものになっていること。	漁獲物の集出荷作業場（水揚げ・選別場、卸売場建物、検量施設等）
	鮮度保持施設	定額 (1/2 以内) ※	1 以上	同上	年間取扱量が 3,000 t 以上（産地市場の統廃合等に伴って集出荷機能が集約され、3,000 t 以上の年間取扱量が見込まれる場合も含む。）の地域にあつては、水産物集出荷機能集約・強化対策事業基本計画が策定されていること。	製氷施設、貯氷施設、冷凍施設、冷蔵施設
	作業保管施設	定額 (1/2 以内)	1 以上	同上	同上	水産物の出荷前の一次処理、漁具等の保管施設
	加工処理施設	定額 (4/10 以内) ※	同上	同上	同上	漁獲物の加工処理施設
	海水処理施設	定額 (1/2 以内)	同上	同上	同上	漁業生産関連作業に使用する海水の殺菌処理等の施設

蓄養施設	定額 (4/10 以内)	同上	同上	同上	漁獲物を出荷調整等のため一時的に飼育する施設
漁獲物運搬施設	定額 (4/10 以内) ※	同上	同上	・年間取扱量が 3,000 t 以上（産地市場の統廃合等に伴って集出荷機能が集約され、3,000 t 以上の年間取扱量が見込まれる場合も含む。）の地域にあっては、水産物集出荷機能集約・強化対策事業基本計画が策定されていること。 ・離島等の条件不利地域を対象とするものであること。	漁獲物運搬船
漁船保全修理施設	定額 (4/10 以内)	同上	同上	－	漁船の補修・修繕を目的として陸揚げするための施設
漁業作業等軽労化機能整備	定額 (1/2 以内)	同上	同上 (既存の施設を活用した機器整備の場合 200 万円)	－	負担軽減、事故防止、バリアフリー化等のための段差解消、クレーン整備、電子化等のための施設改築、機器整備
電力・燃油補給施設	定額 (1/2 以内) ※	同上	300 万円	－	電力・燃油補給施設
省エネルギー型施設機能整備	定額 (1/2 以内) ※	同上	300 万円 (機器の場合 200 万円)	施設稼働にかかるエネルギーの消費量又はそのコストを 1 割以上削減すること。	－
小規模漁場施設	定額 (1/2 以内)	同上	500 万円 (事業実施主体が都道府県の場合 1,500 万円)	・事業効果の把握のため必要な情報の収集体制が整っていること。 ・漁獲規制を含む漁場管理規程を定めること。 ・海藻の繁茂する場の造成にあっては総事業費 1 億円未満であること。	有用水産生物の発生及び成育に適した環境を整備するために行う以下の整備 ・着定基質（自然石、コンクリートブロック等）の設置 ・漁場の底質改善（堅くなった底質を耕すこと（耕うん）、底質を整えること（整地）、堆積物の除去（しゅんせつ等）） ・海藻の繁茂する場の造成
その他、浜の活力再生プランで必要となる施設	定額 (1/2 以内)	同上	同上	浜の活力再生プランの目標達成に必要なとなる施設に限る。	機器、車、船及び宿泊施設を除く。

浜の活動環境整備支援タイプ	水産廃棄物等処理施設	定額 (1/2 以内)	1とみなす	同上	—	へい死魚、加工残さ、排水等の処理施設、再資源化施設
	密漁等監視施設	定額 (1/2 以内)	同上	同上	・密漁被害があること。 ・施設の適切な運用に足る人員が確保されていること。 ・地方公共団体が保有する監視船は、交付の対象としない。	漁場監視レーダー、監視カメラ装置、鉄塔、監視所等により構成される施設
	水産情報高度利用施設	定額 (1/2 以内)	同上	同上	—	衛星からの海況情報や漁船の安全航行（漁業者落水時の自動通報等を含む）のための無線情報等の送受信施設（陸上の固定局に限る）
	衛生環境強化機能整備	定額 (1/2 以内)	1 以上	同上	—	共同利用施設における衛生環境強化のための施設改築、機器整備
	漁業研修等施設	定額 (1/2 以内又は 1/3 以内)	同上	同上	・漁業研修施設の事業実施主体は地方公共団体、地方公共団体の一部事務組合、地方公共団体等が出資する法人、漁業協同組合連合会及び二つ以上の市町村を地区に含む漁業協同組合（その組合員数が、都道府県の沿海地区一円を地区とする沿海地区漁業協同組合のうち組合員数が最小の組合と、同程度以上のものに限る。）に限る。 ・建設面積が 300 m²を超える漁業研修施設の交付率は 1/3 以内とする。	・漁業研修施設については、漁業、水産資源に関する研修を行うための研修室、会議室等により構成される施設 ・女性等活動拠点施設については、女性や高齢者の活動支援のため、子供待機室、調理実習室、会議室等により構成される施設
	水産資源評価・管理のための電子化推進施設・機能整備	定額 (1/2 以内)	同上	同上	—	産地市場における漁獲情報、漁場における海況情報等の水産資源評価・管理に活用する情報を電子化するための施設・機器整備
	再生可能エネルギー利用施設・機能整備	定額 (1/2 以内)	同上	同上	共同利用施設等へ太陽光、風力、水産系廃棄物等を原料としたバイオマス、雪氷熱等により発電したエネルギーを供給するために必要な発電施設及びそれに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。ただし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 9 条の再生可能エネルギー発電設備の対象となる場合を除く。	・太陽光、風力、水産系廃棄物等を原料としたバイオマス、雪氷熱等の再生可能エネルギーを利用する発電施設であり、漁業地域の省エネルギー化や温暖化対策、循環型社会の構築等に資する施設及びそれに附属する設備 ・共同利用施設等における再生可能エネルギーの利用のための施設改築

本体施設に同じ	上記の 附帯施設	本体施設に 同じ	同左	同左	—	—
---------	-------------	-------------	----	----	---	---

イ 次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する地域（以下 2 において「離島」という。）において、アの交付率の欄において※を付した施設を整備する場合にあっては、当該欄によらず交付率を定額（5.5／10）とする。

（ア）離島振興法第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

（イ）奄美群島振興開発特別措置法第 1 条に規定する奄美群島

（ウ）小笠原諸島振興開発特別措置法第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島

ウ 沖縄において施設を整備する場合にあっては、アの交付率の欄によらず、定額（2／3）とする。

エ 浜の活力再生プランへの位置付け

アにおけるタイプ欄が「浜の活力再生プラン推進タイプ」である施設を整備する場合にあっては、当該漁村地域において策定された浜の活力再生プランにおける取組内容に当該施設の整備が位置付けられていることを要するものとする。

（2）実施基準

ア 一般的基準

（ア）事業実施主体

本メニューの事業実施主体は、次に限るものとする。

a 地方公共団体

b 地方公共団体の一部事務組合

c 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会

d 漁業を営む法人（次の（a）から（c）までの全てを満たすものに限る。）

（a）地域の実情を踏まえ、当該法人が事業実施主体となることが水産業の発展に真に必要と都道府県知事が判断するものであること。

（b）次の i 及び ii のいずれかに該当する者（以下「漁業従事者」という。）を 5 名（事業実施地域が離島又は沖縄である場合は、3 名）以上雇用していること。

i 自ら漁業を営む者

ii 漁業を営む法人に雇用され年間 90 日以上漁業（陸上作業を含む。）に従事する者

（c）次の i 及び ii のいずれにも該当しないこと。

i 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号のいずれにも該当しない法人

ii i に該当する法人から出資を受けた法人

e 水産業の発展を目的とする団体又は法人（上記 a から d まで又は漁業者（3 名以上）が主たる構成員若しくは出資者となり、事業活動を実質的に支配できるもの

であって、かつ、水産庁長官が適当と認めるものに限る。)

(イ) 受益対象者

事業の受益対象者は、次の a 又は b に該当する個人（原則として会社等の被雇用者を除く。）又は法人のうち、事業実施主体が地域の水産業振興の観点から対象施設の利用を認めることが適当と判断した者に限る。

ただし b は、「荷さばき施設」及びこれらの附帯施設である場合又は「荷さばき施設」の漁業作業等軽労化機能整備、「荷さばき施設」の衛生環境強化機能整備若しくは「荷さばき施設」の水産資源評価・管理のための電子化推進施設・機能整備である場合に限り受益対象者として認めることができるものとする。

a 漁業者

b 事業の対象となる荷さばき施設において水産物の流通に従事する者

(ウ) 受益数

a 次の (a) 及び (b) の合計が原則として 5 以上であること。ただし、次の b に定める場合にあっては、3 以上であること。

(a) 受益戸数

(b) 受益対象者が (ア) の d 又は e の要件を満たすものである場合、当該受益者が雇用する漁業従事者

b a のただし書の場合とは、次の (a) 又は (b) のいずれかに該当する場合をいう。

(a) 事業実施地域が離島又は沖縄である場合

(b) 中核的漁業者協業体（中核的漁業者協業体が策定する漁業共同改善計画の認定等の指針について（平成 18 年 3 月 28 日付け 17 水推第 1183 号水産庁増殖推進部長通知）の別紙の第 1 に定義する協業体をいう。以下同じ。）又は沿岸漁業者経営改善促進グループ（沿岸漁業者経営改善促進グループが策定する漁業共同改善計画の認定等についての指針（平成 20 年 2 月 20 日付け 19 水推第 786 号水産庁増殖推進部長通知）第 1 に定義するグループをいう。以下同じ。）が受益者となる場合

(エ) 事業実施地域

事業実施地域は原則として陸域においては策定した浜の活力再生プランの対象地域内、海域においては受益者が操業可能な区域内とする。

ただし、漁業及び漁村を取り巻く社会的・経済的状況を踏まえ、これ以外の地域において整備することが適当であると認められるものについては、この限りではない。

(オ) 施設の規模及び建設費等

建物本体の建設については、地方公共団体において一般的に使用されている仕様を基準とし、建物本体の広さについては、新営一般庁舎面積算定基準、地方公共団体において使用されている単価及び歩掛り並びに民間団体等で定められている基準を参考としつつ、事業費の軽減を図り、実情に即した規模のものを計画すること。また、過剰な施設整備を排除し、事業費の軽減に努めること。なお、建物附帯施設、機械等については、システム、機種等の比較検討を十分行った上で計画するも

のとする。

(カ) 交付の対象とする施設の耐用年数

交付の対象とする施設は、原則として処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）が 5 年以上のものとする。

(キ) 中古品・古材の利用

所要の耐用年数及び性能を満たすと認められる場合は、中古品・古材の利用による整備を交付の対象とすることができる。なお、中古品・古材を利用しても処分制限期間を割り引くこととはしない。

(ク) 交付の対象とならない施設

次の a から f までのいずれかに該当するものは、交付の対象としない。

- a 法人又は団体の事務所等、事業目的に直接関係せず、専ら事業実施主体の運営に係るもの。
- b 事業計画に反し、特定の者が他の受益者を排して施設の一部又は全部を独占的に使用又は利用するもの。
- c 目的外使用のおそれがあるもの。
- d 漁業活動に直接関わる漁船や漁具であるもの。
- e 消耗的な資材費、用地買収費、借地料、補償費、種苗購入費（附帯事業に必要なものを除く。）等の経費であるもの。
- f 漁業管理又は資源回復の取組を阻害するおそれがあるもの（資源回復に取り組むべき魚種に対して過剰漁獲が生ずる場合など）。

(ケ) 事業実施主体の適格性

適格性を有しないと認められる事業実施主体が行おうとする事業については、交付の対象としない。

(コ) 資源管理の取組

事業を実施する地域においては、水産資源の管理の取組に努めるものとする。

なお、資源管理の取組が行われていない地域にあっては、交付の対象としない。

(サ) GFP への登録

輸出に関連する事業計画にあっては、輸出に取り組む受益者等が GFP コミュニティサイトへ登録していることとする。

(シ) 施設撤去費

a 撤去費の基本的な考え方

施設撤去費は原則として交付の対象としない。ただし、次の（a）又は（b）のいずれかに該当する場合に限り対象とし、具体的には以下のとおりとする。

- （a）ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）で定める排出ガス等の規制に対応しておらず、休止・遊休化している施設について、その跡地に循環型社会に対応した漁村づくり事業実施要領（平成 17 年 3 月 25 日付け 16 水港第 3060 号農林水産事務次官依命通知）に基づく循環型社会に対応した漁村づくり事業基本計画により、新たに交付対象施設を整備する場合に限り、施設撤去費を交付の対象とすることができるものとする。

(b) 産地市場の統廃合に伴い発生する旧施設の撤去費のうち、次の i 又は ii のいずれかに該当する施設と同種の施設の撤去に要するものに限り、施設撤去費を交付の対象とすることができるものとする。

i 既存施設の所在地と異なる場所において、新たに産地市場の統廃合に伴う施設整備を行う場合にあっては、当該既存施設の撤去に要する費用も交付の対象とする。ただし、新たに整備する施設と同種の施設に限るものとする。

ii 既存施設の改築又は改修による施設整備の場合にあっては、当該改築又は改修により生じる既存施設の撤去費も交付の対象とする。

b 既存施設に係る財産の処分

撤去を行おうとする既存施設が、過去に農林水産省の補助等を受け整備した施設であり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 13 条に定める財産に該当する施設等であって当該施設等の処分制限期間中にある場合には、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知）により当該施設に係る財産の処分について事前に所管官庁と協議を行い、農林水産大臣の承認を受けることが担保されているものとする。

なお、この場合において、処分の承認が得られるまでの間、施設撤去費の執行をしてはならない。これに違反した場合、水産庁長官は交付等要綱第 4 の 4 の（11）のアの（オ）により通知した交付金の配分を変更できるものとする。

(ス) 収益性のある事業における受益者への収益配分

交付金の交付を受けて整備した施設により収益性のある事業を実施する場合、事業実施主体は受益者への収益配分（漁獲物の買取価格の向上、漁業者への資材販売価格の低減等）を行うことにより、事業における収支計画を均衡させることとし、事業実施主体のみが過剰な利益を享受する事業は、交付の対象としない。

(セ) 他の事業等からの切替え

自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を、当メニューに係る施設の整備に切り替えて交付の対象とすることは認めない。

(ソ) 木材利用の促進

施設の整備に当たっては、地域の実情、施設の構造等を勘案しつつ、間伐材等の木材の利用促進に配慮するものとする。作業保管施設の整備については、コスト等の制約を受ける場合を除き、間伐材等の木材による建設を推進する。

(タ) 防災漁業経営施設整備計画

個々の事業計画の策定に当たっては、活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号）第 19 条第 3 項の規定に基づく防災漁業経営施設整備計画を考慮する。

(チ) 事業完了後の適切な管理運営

事業実施主体は、厳正的確な実施を期するとともに、本目標が十分に達成されるよう事業完了後における管理運営に必要な措置を講ずる。

イ 施設の増設、併設、合体、改築、改修及び更新の取扱い

(ア) 増設

既存の施設と同目的の施設を、既存施設と接続して又は既存施設と離れた位置に設置するものとし、接続による設置の場合は、拡張する部分が既存の施設と同程度以上の構造及び仕様である場合に限り交付の対象とする。なお、既存の施設の一部取壊し及び復旧に係る経費は、交付の対象としない。併設、改築及び改修の場合も同様とする。

(イ) 併設

既存の施設に接続して、他の目的の施設を設置するものとし、既存施設の利用上支障がないと認められる場合に限り交付の対象とする。

(ウ) 合体

他種の施設整備と同時に合一して行うもの又は2以上の実施主体が同種の施設整備を合一して行うものとし、施設の設置目的及び利用を阻害しない場合で、事業費の軽減が図られ、かつ、それぞれの施設整備の固有の工事費が区分され、2以上の施設整備に共通する工事費が施設の規模、能力又は利用区分に応じて按分が可能である場合に限り交付の対象とする。

(エ) 改築

既存の施設について、その目的は変更しないものの、その機能の向上等を図るため、施設の全部又は一部に変更を加えるものとし、(1)のアで定める要件のほか、以下のaからcまでのいずれかの場合に限り交付の対象とする。なお、既存部分の扱いは中古品・古材に準ずるものとする。

a 生産規模の拡大等(次の(a)から(c)までの要件を全て満たすものに限る。)

(a) ①生産規模、生産能力又は生産性の1割以上の増大、②施設稼働に係る人件費又は労働時間の1割以上の削減(併せて施設の稼働経費が削減されること。)、③施設の設置後に新たに設けられた基準(排水規制、フロンガス規制、建築基準法、消防法等)への適合化、④耐震化、⑤バリアフリー化、のいずれかに該当すること。

(b) 新築と比べて整備費の節減が図られること。

(c) 当該施設の利用状況が適切であること。

b 施設の再生(次の(a)から(c)までの要件を全て満たすものに限る。)

(a) 著しい損耗により法定耐用年数まで機能維持が困難と見込まれる施設であって中核的漁業者が主に利用する施設であること。なお、中核的漁業者とは、浜の活力再生広域プランにおける中核的漁業者の要件を満たす者とする。

(b) 新築と比べて耐用年数当たりの整備費の節減が図られること。

(c) 当該施設の利用状況が適切であること。

c 施設規模の適正化(次の(a)及び(c)又は(b)及び(c)の要件を全て満たすものに限る。)

(a) 既存施設に係る水産物取扱量が整備時と比較して5割以上減少していること。

(b) 海洋環境の変化等により主要取扱魚種が変わり、荷さばき・加工処理等の利用状況に影響が生じる程の変化が認められること。

(c) 施設の効率的な利用計画を事業実施主体が作成し、地方公共団体が承認していること。

(オ) 改修

既存の施設について、他の目的に利用するため、施設の全部又は一部に変更を加えるものとし、(1)のアの要件に合致し、事業費の軽減が図られる場合に限り交付の対象とする。なお、既存部分の扱いは、中古品・古材に準ずるものとする。

(カ) 更新

既存の施設の更新は原則として交付の対象としない。

ただし、漁業環境の変化等により施設の規模等を変更する場合であって、規模等の変更が次のa又はbのいずれかに該当する場合に限り、交付の対象とすることができるものとする。

a (エ)のaの(a)及び(c)の要件を全て満たすもの。

b (エ)のcの要件を満たすもの。

ウ 附帯施設

附帯施設とは、本体施設と一体的に整備し、本体施設の機能を補完するものをいう。ただし、パレット及びコンテナ(通い容器等)については、特段の衛生管理の向上に資するものを除き交付の対象としない。

エ 事業の実施及び指導監督

事業の実施に当たり、都道府県及び市町村は、事業実施主体に対し適正な指導監督を行うものとする。

(3) 費用・便益分析に関する特別の扱い

(1)のアのB/Cの欄において「1とみなす」と記載されている対象施設については、施設の適切な利用計画の策定を条件として、 $B/C = 1$ とみなすことができる。

(4) 融資

ア 事業実施に必要な資金については、株式会社日本政策金融公庫の業務方法書の定めるところにより株式会社日本政策金融公庫の融通を、漁業近代化資金融通法の定めるところにより漁業近代化資金の融通を受けることができる。ただし、沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫の業務方法書の定めるところにより沖縄振興開発金融公庫資金の融通を、漁業近代化資金融通法の定めるところにより漁業近代化資金の融通を受けることができる。

イ 都道府県知事等は、必要があると認められる場合には、事業計画の概要及び資金の所要額について取りまとめの上、関係金融機関に通知する。

ウ 都道府県知事等は、アに基づく融資を受けるに当たり、当該交付対象物件を担保に供する場合には、交付等要綱別紙様式第1号第5に規定する内訳書を事業計画に添付し、水産庁長官に提出するものとする。

(5) 助成

ア 国は、毎年度、予算の範囲内において、次に掲げる経費について、その2分の1以内に相当する金額を交付する。

(ア) 事業計画の策定及び事業実施の指導監督に要する都道府県の経費とし、その算定は、事業費の1.0%を上限とする。

(イ) 事業実施の指導監督に要する市町村の経費とし、その算定は、事業費の 0.4%を上限とする。

イ 事業実施主体が都道府県以外である場合の事業費の国庫交付金残部分については当該事業が円滑に実施できるよう、都道府県又は市町村において所要の助成措置につき配慮する。

3 附帯事業

(1) メニューの内容

本メニューにおける内容及び交付率については次のとおりとする。

内容	交付率	実施要件
2の(1)のアの施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる以下の事業 ①調査・調整活動 ②新たなマーケットの開拓活動 ③実践的知識及び技術の習得活動 ④地域の実態に合わせた機器改良（施設の維持管理に係るものは除く。）	定額 (1/2 以内)	—
2の(1)のアの小規模漁場施設の整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる種苗放流等調査事業（種苗放流効果調査、漁獲規制効果調査、造成漁場の生物調査、漁場環境調査等）	定額 (1/2 以内)	2の(1)のアの小規模漁場施設の整備に附帯する場合に限る。

(2) 実施基準等

実施基準については、本体事業に準じるものとする。

第4 加工流通構造改善目標

1 メニューの構成

本目標に係る施設のメニューは、以下に掲げるものとする。

(1) 加工流通共同利用施設の整備

このメニューにおいては、浜の活力再生プランの承認を受けた漁村地域において、水産加工業者又は水産流通業者等が行う加工・流通の作業の協業化・効率化、水産物の衛生管理や付加価値向上のための加工、冷蔵等倉庫及び廃棄物処理施設等の整備等により、漁村地域の活力の再生を図る。

(2) 上記(1)のメニューの附帯事業

このメニューにおいては、上記(1)の施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調査・調整活動、新たなマーケットの開拓、実践的知識及び技術の習得活動、地域の実態に合わせた機器改良（施設の維持管理にかかるものは除く。）等を実施する。

2 加工流通共同利用施設

(1) メニューの内容

ア 本メニューにおける対象施設の名称、交付率、下限事業費及び実施要件については次のとおりとする。

区分	対象施設	交付率	B/C	下限事業費	実施要件	主な内容
浜	荷さばき施	定額	1以上	1,000万円	・水産物産地市場※	水産物の集出荷作業

の 活 力 再 生 プ ラ ン 推 進 タ イ プ	設	(1/2 以 内 又 は 1/3 以 内)		(事業実施 主体が都道 府県の場合 3,000万円)	のうち卸売市場法 第13条第1項の卸 売市場（地方卸売 市場）に限る。 ・水産物産地市場再 編整備計画に基づ くものに限る。 ・水産物の取引参加 者の新規参入の基 準について、独占 禁止法等の問題と なるおそれがない ものになっている こと。 ・水産物集出荷機能 集約・強化対策事 業基本計画を策定 している場合は、 交付率 1/2 以内 ・水産物の EU 向け 輸出に係る産地の 登録のための実務 マニュアルに従 い、登録を目指す ものである場合 は、交付率 1/2 以 内 ・それ以外は、交付 率 1/3 以内 ※水産物の卸売のた めに開設される市 場であって、漁船 による水産物の直 接水揚げ又は陸送 による生産地から の水産物の搬入を 受けて、第1段階 の取引を行う市場	場（水揚げ・選別 場、卸売場建物、検 量施設等）
	鮮度保持施設	定額 (1/2 以 内 又 は 1/3 以 内)※	同上 ただし、フロンガス規制 への適合化のための施設 整備の場合は、1とみなす。	同上	・年間取扱量が 8,000トン以上の 地域では、交付率 1/3 以内	製氷施設、貯氷施 設、冷凍施設、冷蔵 施設
	加工処理施設	定額 (4/10 以 内)	同上	同上	・施設整備後3年以 内に HACCP 認定を	水産物の加工処理施 設

		内又は1/3以内)※			取得する場合、又は施設整備に併せて廃棄物処理を行う機能を整備する場合に限り交付率4/10以内	
	廃棄物等処理施設	定額(1/2以内)	1とみなす	同上	—	水産物の加工残さ、排水等の処理施設、再資源化施設
	加工流通作業等軽労化機能整備	定額(1/2以内)	1以上	同上	—	負担軽減、事故防止及びバリアフリー化のための段差解消、クレーン整備、電子化等のための施設改築、機器整備
	衛生環境強化機能整備	定額(1/2以内)	1とみなす	同上	—	共同利用施設における衛生環境強化のための施設改築、機器整備
	水産資源評価・管理のための電子化推進施設・機能整備	定額(1/2以内)	同上	同上	—	産地市場における漁獲情報、漁場における海況情報等の水産資源評価・管理に活用する情報を電子化するための施設・機器整備
	再生可能エネルギー利用施設・機能整備	定額(1/2以内)	同上	同上	共同利用施設等へ太陽光、風力、水産系廃棄物等を原料としたバイオマス、雪氷熱等により発電したエネルギーを供給するために必要な発電施設及びそれに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。ただし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条の再生可能エネルギー発電設備の対象となる場合を除く。	・太陽光、風力、水産系廃棄物等を原料としたバイオマス、雪氷熱等の再生可能エネルギーを利用する発電施設であり、漁業地域の省エネルギー化や温暖化対策、循環型社会の構築等に資する施設及びそれに附属する設備 ・共同利用施設等における再生可能エネルギーの利用のための施設改築
	その他、浜の活力再生プランで必要となる施設	定額(1/2以内)	同上	同上	浜の活力再生プランの目標達成に必要な施設に限る。	機器、車、船及び宿泊施設を除く。
	上記の 附帯施設	本体施設に同じ	同左	同左	—	—

イ 次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する地域（以下2において「離島」とい

う。)において、アの交付率の欄において※を付した施設を整備する場合にあっては、当該欄によらず交付率を定額(5.5/10)とする。

(ア) 離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

(イ) 奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島

(ウ) 小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定する小笠原諸島

ウ 沖縄において施設を整備する場合にあっては、アの交付率の欄によらず、定額(2/3)とする。

エ 浜の活力再生プランへの位置付け

アにおける区分欄が「浜の活力再生プラン推進タイプ」である施設を整備する場合にあっては、当該漁村地域において策定された浜の活力再生プランにおける取組内容に当該施設の整備が位置付けられていることを要するものとする。

(2) 実施基準

ア 一般的基準

(ア) 事業実施主体

本メニューの事業実施主体は、次に限るものとする。

a 荷捌き施設

(a) 地方公共団体

(b) 地方公共団体の一部事務組合

(c) 水産業協同組合(水産業協同組合法第2条に規定する水産業協同組合をいう。

以下2において同じ。)

(d) 漁業を営む法人(次のiからiiiまでの全てを満たすものに限る。)

i 地域の実情を踏まえ、当該法人が事業実施主体となることが水産業の発展に真に必要なと都道府県知事が判断するものであること。

ii 次の(i)又は(ii)のいずれかに該当する者(以下「漁業従事者」という。)を5名(事業実施地域が離島又は沖縄である場合は、3名)以上雇用していること。

(i) 自ら漁業を営む者

(ii) 漁業を営む法人に雇用され年間90日以上漁業(陸上作業を含む。)に従事する者

iii 次の(i)及び(ii)のいずれにも該当しないこと。

(i) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれにも該当しない法人

(ii) (i)に該当する法人から出資を受けた法人

(e) 水産業の発展を目的とする団体又は法人(上記(a)から(d)まで又は漁業者(3名以上)が主たる構成員又は出資者となり、事業活動を実質的に支配できるものであって、かつ、水産庁長官が適当と認めるものに限る。)

b その他の施設

(a) 地方公共団体

(b) 地方公共団体の一部事務組合

(c) 水産業協同組合

(d) 漁業を営む法人（次の i から iii までの全てを満たすものに限る。）

i 地域の実情を踏まえ、当該法人が事業実施主体となることが水産業の発展に真に必要と都道府県知事が判断するものであること。

ii 次の (i) 又は (ii) のいずれかに該当する者（以下「漁業従事者」という。）を 5 名（事業実施地域が離島又は沖縄である場合は、3 名）以上雇用していること。

(i) 自ら漁業を営む者

(ii) 漁業を営む法人に雇用され年間 90 日以上漁業（陸上作業を含む。）に従事する者

iii 次の (i) 及び (ii) のいずれにも該当しないこと。

(i) 中小企業基本法第 2 条第 1 項各号のいずれにも該当しない法人

(ii) (i) に該当する法人から出資を受けた法人

(e) 水産加工業又は水産流通業その他の水産業の発展を目的とする団体又は法人（上記 (a) から (d) まで、漁業者、水産加工業者又は水産流通業者（5 名（離島 3 名）以上）が主たる構成員又は出資者となり、事業活動を実質的に支配できるものであって、かつ、水産庁長官が適当と認めるものに限る。）

(イ) 受益対象者

事業の受益対象者は、個人（原則として会社等の被雇用者を除く。）又は法人のうち、事業の実施により便益を享受する者であって、かつ、水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展の実現に寄与する者（内水面漁業に従事する者も含む。）であること。

(ウ) 受益数

次の a 及び b の合計が原則として 5 以上であること。ただし、事業実施地域が離島又は沖縄である場合には、原則として 3 以上であること。

a 受益対象者数

b 受益者が (ア) の a の (d) 若しくは (e) 又は b の (d) 若しくは (e) の要件を満たすものである場合、当該受益者が雇用する漁業従事者

(エ) 事業実施地域

原則として、漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和 25 年法律第 137 号)に基づき指定された漁港の区域内及びその背後集落とする。

ただし、漁港の区域外の海域や漁港の背後集落外において整備することが適当であると認められるものについては、この限りでない。

(オ) 施設の規模、建設費等

建物本体の建設については、地方公共団体において一般的に使用されている仕様を基準とし、建物本体の広さについては、新営一般庁舎面積算定基準、地方公共団体において使用されている単価及び歩掛り並びに民間団体等で定められている基準を参考としつつ、事業費の軽減を図り、実情に即した規模のものを計画すること。また、過剰な施設整備を排除し、事業費の軽減に努めること。なお、建物附帯施設、機械等については、システム、機種等の比較検討を十分行った上で計画するものとする。

(カ) 交付の対象とする施設の耐用年数

交付の対象とする施設は、原則として処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数に相当する期間をいう。）が5年以上のものとする。

(キ) 中古品・古材の利用

所要の耐用年数及び性能を満たすと認められる場合は、中古品・古材の利用による整備を交付の対象とすることができる。なお、中古品・古材を利用しても処分制限期間を割り引くこととはしない。

(ク) 交付の対象とならない施設

次の a から f までのいずれかに該当するものは、交付の対象としない。

- a 法人又は団体の事務所等、事業目的に直接関係せず、専ら事業実施主体の運営に関わるもの。
- b 事業計画に反し、特定の者が他の受益者を排して施設の一部又は全部を独占的に使用又は利用するもの。
- c 目的外使用のおそれがあるもの。
- d 漁業活動に直接関わる漁船や漁具であるもの。
- e 消耗的な資材費、用地買収費、借地料、補償費、種苗購入費（附帯事業に必要なものを除く。）等の経費であるもの。
- f 漁業管理又は資源回復の取組を阻害するおそれがあるもの（資源回復に取り組むべき魚種に対して過剰漁獲が生ずる場合など）。

(ケ) 事業実施主体の適格性

適格性を有しないと認められる事業実施主体が行おうとする事業については、交付の対象としない。

(コ) GFP への登録

輸出に関連する事業計画にあっては、輸出に取り組む受益者等が GFP コミュニティサイトへ登録していることとする。

(サ) 施設撤去費

本事業による交付金の交付を受けて新たに施設を整備する場合であって、水産物産地市場の統廃合に伴い新たに整備する施設と同種の施設を撤去するときにあつては、当該施設の撤去に要する費用も交付の対象とする。施設の改築又は改修を行う場合であって、改築又は改修に伴い施設を撤去するときも同様とする。

ただし、撤去しようとする施設が、国の補助金等を受けて整備された施設であつて、その処分について事前の協議、同意等の手続きが必要とされている場合にあつては、必要な手続きが適正に行われたことが確認出来る場合に限ってその撤去に要する費用を交付の対象とする。

(シ) 収益性のある事業における受益者への収益配分

交付金の交付を受けて整備した施設により収益性のある事業を実施する場合、事業実施主体は受益者への収益配分（水産物の買取価格の向上、水産加工業者・水産流通業者への資材販売価格の低減等）を行うことにより、事業における収支計画を均衡させることとし、事業実施主体のみが過剰な利益を享受する事業は、交付の対

象としない。

(ス) 他の事業等からの切替え

実施中の事業又は既に完了した事業は、自力又は他の事業により助成されている場合にかかわらず、当メニューに係る施設の整備に切り替えて交付の対象とすることは認めない。

(セ) 木材利用の促進

施設の整備に当たっては、地域の実情、施設の構造等を勘案しつつ、間伐材等の木材の利用促進に配慮するものとする。作業保管施設の整備については、コスト等の制約を受ける場合を除き、間伐材等の木材による建設を推進する。

(ソ) 防災漁業経営施設整備計画

個々の事業計画の策定に当たっては、活動火山対策特別措置法第 19 条第 3 項の規定に基づく防災漁業経営施設整備計画を考慮する。

(タ) 事業完了後の適切な管理運営

事業実施主体は、厳正適格な実施を期するとともに、本目標が十分に達成されるよう事業完了後における管理運営 に必要な措置を講ずる。

イ 施設の増設、併設、合体、改築及び改修の取扱い

(ア) 増設

既存の施設と同目的の施設を、既存施設と接続して、又は既存施設と離れた位置に設置するものとし、接続による設置の場合は、拡張する部分が既存の施設と同程度以上の構造及び仕様である場合に限り交付の対象とする。なお、既存の施設の一部取壊し及び復旧に係る経費は、交付の対象としない。併設、改築及び改修の場合も同様とする。

(イ) 併設

既存の施設に接続して、他の目的の施設を設置するものとし、既存施設の利用上支障がないと認められる場合に限り交付の対象とする。

(ウ) 合体

他種の施設整備と同時に合一して行うもの又は 2 以上の実施主体が同種の施設整備を合一して行うものとし、施設の設置目的及び利用を阻害しない場合で、事業費の軽減が図られ、かつ、それぞれの施設整備の固有の工事費が区分され、2 以上の施設整備に共通する工事費が施設の規模、能力又は利用区分に応じて按分が可能である場合に限り交付の対象とする。

(エ) 改築

既存の施設について、その目的は変更しないものの、その機能の向上等を図るため、施設の全部又は一部に変更を加えるものとし、(1) のアで定める要件のほか、次の a から c までのいずれかの場合に限り交付の対象とする。

a 生産規模の拡大等（次の（a）から（c）までの要件を全て満たすものに限る。）

（a）①生産規模、生産能力又は生産性の 1 割以上の増大、②施設稼働に係る人件費又は労働時間の 1 割以上の削減（併せて施設の稼働経費が削減されること。）、③施設の設置後に新たに設けられた基準（排水規制、フロンガス規

制、建築基準法、消防法等）への適合化、④耐震化、⑤バリアフリー化、のいずれかに該当すること。

(b) 新築と比べて整備費の節減が図られること。

(c) 当該施設の利用状況が適切であること。

b 施設の再生（次の（a）から（c）までの要件を全て満たすものに限る。）

(a) 著しい損耗により法定耐用年数まで機能維持が困難と見込まれる施設であって水産加工業者又は水産流通業者が主に利用する施設であること。

(b) 新築と比べて耐用年数当たりの整備費の節減が図られること。

(c) 当該施設の利用状況が適切であること。

c 施設規模の適正化（次の（a）及び（c）又は（b）及び（c）の要件を全て満たすものに限る。）

(a) 既存施設に係る水産物取扱量が整備時と比較して5割以上減少していること。

(b) 海洋環境の変化等により主要取扱魚種が変わり、荷さばき・加工処理等の利用状況に影響が生じる程の変化が認められること。

(c) 施設の効率的な利用計画を事業実施主体が作成し、地方公共団体が承認していること。

(オ) 改修

既存の施設について、他の目的に利用するため、施設の全部又は一部に変更を加えるものとし、（1）のアの要件に合致し、事業費の軽減が図られる場合に限り交付の対象とする。

(カ) 更新

既存の施設の更新は原則として交付の対象としない。

ただし、漁業環境の変化等により施設の規模等を変更する場合であって、規模等の変更が次のa又はbのいずれかに該当する場合に限り、交付の対象とすることができるものとする。

a (エ) の a の（a）及び（c）の要件を全て満たすもの。

b (エ) の c の要件を満たすもの。

ウ 附帯施設

附帯施設とは、本体施設と一体的に整備し、本体施設の機能を補完するものをいう。ただし、パレット及びコンテナ（通い容器等）については、衛生管理の向上に資するものに限り交付対象とする。

エ 事業の実施及び指導監督

事業の実施に当たり、都道府県及び市町村は、事業実施主体に対し適正な指導監督を行うものとする。

(3) 費用・便益分析に関する特別の扱い

（1）のアのB／Cの欄において「1とみなす」と記載されている対象施設については、施設の適切な利用計画の策定を条件として、 $B/C = 1$ とみなすことができる。

(4) 融資

ア 事業実施に必要な資金については、株式会社日本政策金融公庫の国内金融業務方法

書の定めるところにより株式会社日本政策金融公庫の融通を、漁業近代化資金融通法の定めるところにより漁業近代化資金の融通を受けることができる。ただし、沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫の業務方法書の定めるところにより沖縄振興開発金融公庫資金の融通を、漁業近代化資金融通法の定めるところにより漁業近代化資金の融通を受けることができる。

イ 都道府県知事等は、必要があると認められる場合には、事業計画の概要及び資金の所要額について取りまとめの上、関係金融機関に通知する。

ウ 都道府県知事等は、アに基づく融資を受けるにあたり、当該交付対象物件を担保に供する場合には、交付等要綱別紙様式第1号第5に規定する内訳書を事業計画に添付し、水産庁長官に提出するものとする。

(5) 助成

ア 国は、毎年度、予算の範囲内において、次に掲げる経費について、その2分の1以内に相当する金額を交付する。

(ア) 事業計画の策定及び事業実施の指導監督に要する都道府県の経費とし、その算定は、事業費の1.0%を上限とする。

(イ) 事業実施の指導監督に要する市町村の経費とし、その算定は、事業費の0.4%を上限とする。

イ 事業実施主体が都道府県以外である場合の事業費の国庫交付金残部分については当該事業が円滑に実施できるよう、都道府県又は市町村において所要の助成措置につき配慮する。

3 附帯事業

(1) メニューの内容

本メニューにおける内容及び交付率については次のとおりとする。

内容	交付率	実施要件
2の(1)のアの施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる以下の事業 ①調査・調整活動 ②新たなマーケットの開拓活動 ③実践的知識及び技術の習得活動 ④地域の実態に合わせた機器改良（施設の維持管理に係るものは除く。）	定額 (1/2 以内)	—

(2) 実施基準等

実施基準については、本体事業に準じるものとする。

第5 漁港機能高度化目標

1 メニューの構成

本目標に係る施設のメニューは、次の(1)から(2)までに掲げるものとし、浜の活力再生プラン(浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について(平成26年2月6日付け25水港第2656号農林水産事務次官依命通知)第4において水産庁長官の承認を受けたものをいう。以下同じ。)の地域において支援を行う。

(1) 防災対策

漁港や漁村における、地震や津波による災害の未然防止、被害の拡大防止及び被災時の応急対策に資する各種取組を支援することにより、災害に強い漁業地域づくりの実現を図るため、2に掲げる事業を行うものとする。

(2) 活性化対策

漁港・漁村地域における交流を通じた活性化のため、3に掲げる事業を行うものとする。

2 防災対策関係

(1) 防災対策における対象施設及び事業内容については、次のとおりとする。

タイプ	対象施設	事業内容
浜の活動環境整備支援タイプ	防災対策推進事業	①津波・高潮ハザードマップ、避難マニュアル、避難・災害シミュレーション等の見直し・策定に係る経費（浸水想定区域調査、耐震調査、避難路調査等） ②研修等の啓発活動、当該地区の防災対策の検討に係る関係者協議等、当該地区の自主的な防災・減災への取組に係る経費 ③既存の共同利用施設の耐震診断 ④その他事業目的達成のために（1）施設整備事業と一体となってその効果を増大させるため実施する必要があると認められるもの

(2) 交付率

本目標における交付率は、次に定める場合を除き、定額（1／2以内）とする。

沖縄にあっては、定額（2／3以内）とする。

(3) 実施基準

ア 一般的基準

(ア) 事業実施主体

事業実施主体は都道府県、市町村、水産業協同組合（水産業協同組合法第2条に規定する水産業協同組合をいう。）又は農林漁業者等が組織する団体とする。

(イ) 受益対象者

次に掲げる者を受益対象者とする。

- a 本事業を実施しようとする地区において水産業の事業活動に従事する者
- b 本事業を実施しようとする地区に居住する者
- c 本事業を実施しようとする地区への来訪者

(ウ) 事業実施地域

国土強靱化地域計画が策定された市町村のうち、次に掲げるいずれかの要件を満たす集落を対象とする。

ただし、事業内容④を実施する場合には、災害に強い漁業地域づくり事業実施要領（平成7年4月1日付け7水港第1070号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業基本計画を策定した地区とする。

また、漁港の区域外において実施することが適当であると認められるものについて

は、この限りでない。

a 漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき指定された漁港及びこれらの漁港の背後に位置する集落

b 漁業センサス（指定統計第 67 号）の対象となる漁業集落

(エ) 資源管理の取組

事業を実施する地域においては、水産資源の管理の取組に努めるものとする。

なお、資源管理の取組が行われていない地域にあっては、交付の対象としない。

(オ) 事業実施主体の適格性

適格性を有しないと認められる事業実施主体による事業については、交付の対象としない。

(カ) 事業実施完了後の適切な管理運営

事業実施主体は、厳正的確な実施を期するとともに、本事業目的が十分に達成されるよう事業実施完了後における管理運営に必要な措置を講ずる。

イ 事業の実施及び指導監督

事業の実施に当たり、補助金の交付を受けた都道府県又は市町村は、事業実施主体に対し適正な指導監督を行うものとする。

ウ 事業費に関する取扱い

(1) の事業については、1 地区当たり原則的に国庫交付金額 1,000 万円を上限とする。

3 活性化対策関係

(1) 活性化対策における対象施設及び事業内容については、次のとおりとする。

タイプ	対象施設	事業内容
浜の活力再生プラン推進タイプ	活性化対策推進事業	①海業支援施設等の効果を促進し、かつ継続的なものとするための情報発信等及びこれに係る調査等 ②海業支援施設等の活用により地域の活性化を図る地域人材の育成等及びこれに係る調査等 ③漁港・漁村地域における交流面での活性化のための調査（地域人材の育成、漁村の町並み保全、基本方策の検討、民間ノウハウの活用（民間企業との連携、外部人材招聘等）等）

(2) 浜の活力再生プランへの位置付け

当該漁港漁村地域において策定された浜の活力再生プランにおける取組内容に当該事業の整備等が位置付けられていることを要するものとする。

(3) 交付率

本メニューにおける交付率は、次に定める場合を除き、定額(1／2以内)とする。

沖縄にあっては、定額(2／3以内)とする。

(4) 事業費に関する取扱い

1 地区当たり原則的に国庫交付金額 1,000 万円を上限とする。

(5) 実施基準

ア 一般的基準

(ア) 事業実施主体

事業実施主体は都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、水産業協同組合、中小企業等協同組合（中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合をいう。）、地方公共団体等が出資する法人、地域再生推進法人又は農林漁業者等が組織する団体とする。

(イ) 受益対象者及び受益戸数

次の a 及び b のとおりとする。

a 受益対象者

水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展の実現に寄与する者とする。

b 受益戸数

受益戸数は原則として 5 戸以上とする。ただし、事業実施地域が離島又は沖縄である場合は 3 戸以上とする。

(ウ) 事業実施地域

原則として、漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき指定された漁港の区域内及びその背後集落とする。ただし、各事業を漁港の区域外の海域や漁港の背後集落外において実施することが適当であると認められるものについては、この限りでない。

(エ) 資源管理の取組

事業を実施する地域においては、水産資源の管理の取組に努めるものとする。

なお、資源管理の取組が行われていない地域にあつては、交付の対象としない。

(オ) 資源管理協定への移行

事業の実施地域においては、現行の資源管理計画を資源管理協定（漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号）第 1 条の規定による改正後の漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 124 条に基づき農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けたものをいう。）へ移行させることとし、その移行時期について示すものとする。

なお、移行時期については、令和 5 年度までとする。

(カ) 積算基準

当該事業費は、原則として当該都道府県において使用されている単価及び歩掛りを基準として、当該地域の実情に即した現地実行価格により算出するものとする。

(キ) 事業実施主体の適格性

適格性を有しないと認められる事業実施主体による事業については、交付の対象としない。

(別記 7-2)

第 1 漁港漁村環境整備目標

1 メニューの構成

本目標に係る施設のメニューは、次の(1)から(3)までに掲げるものとし、浜の活力再生プラン(浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について(平成 26 年 2 月 6 日付け 25 水港第 2656 号農林水産事務次官依命通知)第 4 において水産庁長官の承認を受けたものをいう。以下同じ。)の地域において支援を行う。

(1) 機能向上対策

ア 漁港漁場の高度利用のための整備

漁港漁場の機能の向上及び利用の円滑化を目指し、水産業に係る要請の多様化等に対応しつつ、漁港の効率的な利用に資する施設、漁業活動の軽労化を図る施設、安全で快適な漁港環境形成に資する施設、漁港漁場の機能改善を図る施設等の整備を行うものとする。

(ア) 利用向上施設

漁港の効率的な高度利用を図るため、漁港の静穏水域、漁港施設用地等を活用し、当該漁港の区域内又は周辺水域等に係留されている放置艇の適切な収容及び離島航路や定期船など漁船以外の船舶の離発着に必要な 2 に掲げる施設を整備する事業とする。

(イ) 環境改善施設

漁港等の安全性の向上と就労環境の改善を図り、美しく快適な漁港環境の形成を図るために必要な 2 に掲げる施設を整備する事業とする。

(ウ) 機能改善施設

小規模な改良等により当該漁港の機能や当該漁場の増産効果の向上を図るために必要な 2 に掲げる施設を整備する事業とする。

イ 付加価値創造型漁業地域づくりのための整備

漁村特有の地域資源を活用した深層水等利活用施設の整備を行うものとする。

ウ 漁村環境水質保全整備

特定既存単独処理浄化槽を撤去し、漁業集落排水施設に接続するために必要な整備を行うものとする。

なお、本整備に対する助成は令和 9 年度までとする。

(2) 防災対策

漁港や漁村における、地震や津波による災害の未然防止、被害の拡大防止及び被災時の応急対策に資する各種取組を支援することにより、災害に強い漁業地域づくりの実現を図るため、3 に掲げる施設整備を行うものとする。

(3) (1) から (2) までのメニューの附帯事業

このメニューにおいては、(1) から (2) までの施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調査・調整活動、新たなマーケットの開拓、実践的知識及び技術の習得活動等を行うものとする。

2 機能向上対策関係

(1) 機能向上対策における対象施設、実施要件については次のとおりとする。

タイプ	施設区分	対象施設	実施要件
浜の活動環境整備支援タイプ	機能向上対策の整備	① 放置艇収容施設	・当該漁港の区域内又は周辺水域等に係留されている放置艇を適切に収容し、漁船等との利用調整を図るために必要な以下の整備を行う。
		i 簡易な係留施設	・漁港及び周辺水域の放置艇対策として、漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第1号のロに掲げる係留施設のうち簡易な浮桟橋、桟橋等及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。
		ii 陸上保管・上下架施設	・漁港及び周辺水域の放置艇対策として、プレジャーボート等を陸上に保管するために必要な上下架施設及び保管施設並びにこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。ただし、陸上保管施設の整備に必要な用地整備として、漁港施設用地の舗装等は交付の対象とするが、埋立等を伴う新たな用地造成は交付の対象としない。
		iii 突堤	・漁港及び周辺水域の放置艇対策として、漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第1号のイに掲げる外郭施設のうち、突堤及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。
		iv 廃船処理経費	・漁港及び周辺水域の放置艇対策として、漁港の区域内におけるプレジャーボート等の廃船（漁船以外）を処理するために必要な経費とする。
		v 船舶等放置対策設備	・漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき、船舶等の放置禁止区域等を示す看板、柵等及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。
		② 船舶離発着施設	・離島航路、定期船等の離発着に必要な待合所（休憩所、便所等）、浮桟橋、乗降設備、利便設備及びこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものとする。
	環境改善施設	① 岸壁等の軽労化施設	・浮桟橋及びベルトコンベア、クレーン、防舷材、滑り材（船揚場）、車止め等の軽労化施設並びにこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。
		② 航路・泊地の安全対策	・航路及び泊地の安全対策に必要な灯標の設置及び除砂（除砂設備、除砂船及び除砂作業に要する経費）を交付の対象とする。ただし、除砂を行う場合、次の（ア）及び（イ）の要件を満たすことが必要である。また、当該地区の除砂は、概ね5年に1回限りとし、その範囲は、航路・泊地の安全を確保するのに必要最小限の範囲とする。 （ア）漁港管理者が当該水域の適切な維持管理を図っている漁港 （イ）当該漁港の置かれている自然条件等の地域特性から、当面抜本的な埋没対策が困難な漁港又は突発的な要因により埋没が見られる漁港
		③ ゴミ処理施設、便所、緑地、駐車場等の環境施設	・漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第2号のロに掲げる漁港環境整備施設のうち、植栽、運動施設、便所、休憩所、ゴミ処理施設、駐車場（立体駐車場を含む）及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。
	機能改善施設	① 漁港機能改善施設	・次に掲げる施設の既存施設について、漁港機能の向上を図るために必要な小規模な改良を行うものとする。
		i 防波堤、護岸等の	・漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第1号の

浜の活力再生プラン推進タイプ			外郭施設	イに掲げる外郭施設及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成しているものを交付の対象とする。 ・外郭施設には当該施設の機能上、利用上又は管理上必要と認められる場合に限り、附属設備として、係船柱、係船環、防衝設備、階段、はしご、防護柵、車止め、照明設備、灯標、防風・防雪設備、排水溝等を設置することができる。
			ii 岸壁、船揚場等の係留施設	・漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第1号のロに掲げる係留施設のうち、岸壁、物揚場、船揚場（以上においては、埋立てを伴う場合を除く。）、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成しているものを交付の対象とする。 ・岸壁、物揚場、栈橋、浮栈橋等には、当該施設の機能上又は管理上必要と認められる場合に限り、附属設備として、防舷材、係船柱、係船環、車止め、照明設備、灯標、防風設備、階段、はしご、防護柵若しくは排水溝に附帯する沈砂地又はスクリーンを設置することができる。 ・船揚場には、当該施設の機能上又は管理上必要と認められる場合に限り、附属設備として、係船環、照明設備、車止め、防護柵、防風設備又は滑り材を設置することができる。
			iii 臨港道路等の輸送施設	・漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第2号のイに掲げる輸送施設のうち、道路、橋及びこれらに附帯する施設で、当該施設を構成しているものを交付の対象とする。 ・道路及び橋は、車道、歩道、中央帯、路肩、停車帯等により構成されるものとする。 ・道路及び橋には、当該施設の機能上、安全上又は管理上必要と認められる場合に限り、附属設備として、防護柵、車止め、照明設備、街路樹又は植栽、道路標識、橋梁桁下の標識、防雪設備又は除雪、融雪設備等を設置することができる。
			iv 漁港施設用地の舗装等	・漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第2号のハに掲げる漁港施設用地について、舗装、インターロッキングの設置等を交付の対象とする。
		② 漁場機能改善施設		・次に掲げる施設の既存施設について、漁場の増産効果の向上を図るために必要な小規模な改良を行うものとする。
			i 魚礁	・主として魚類の蟄集、発生及び生育が効率的に行われ生産性が高い魚礁漁場を造成するために行う耐久性構造物（コンクリートブロック等）の設置により整備された漁場の施設を交付の対象とする。
			ii 増殖場	・海域及びこれに接続する陸地において有用水産生物の発生及び成育に適した環境を整備するために行う着定基質の設置（投石、コンクリートブロック等の設置及び干潟（干潟及び区画施設）の造成）、消波施設等（消波堤、潜堤、離岸堤及び防水堤）の設置、海水交流施設（導流堤、水路等）の設置、中間育成施設の設置及び用地（中間育成施設設置用、作業路等）の造成並びにこれらに関連する施設（ポンプ小屋等簡易な附属施設）の設置により整備された漁場の施設を交付の対象とする。
			iii 養殖場	・海域及びこれに接続する陸地のうち、未利用の状態にある養殖適地に生産性の高い養殖漁場を造成するために行う消波施設等（消波堤、潜堤、浮消波堤及び防水堤）の設置、区画施設の設置、海水交流施設（導流堤、水門、水路、導水トンネル等）の設置、底質改善（作れい、しゅんせつ、客土、耕うん等）及び用地（養殖施設用）の造成並びにこれらに関連する施設の設置により整備された漁場の施設を交付の対象とする。

				る。
	づく り の た め の 整 備	地 域 資 源 活 用 施 設	深層水等利活用施設	・深層水等の清浄海水の取水管、導水管、浄水管、送水管、配水管等及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。 ・なお、配水管は共同利用施設へ配水するための幹線及び主要な支線とし、個別給水管を含まないものとする。 ・また、所要の清浄を確保するのが困難な場合は、滅菌処理等の施設を整備することができる。 ・また、深層水等を利活用した製氷施設及び水産物加工施設並びにこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものを併せて整備することができる。
浜の活動環境整備支援タイプ	漁村環境水質保全整備	漁村衛生関連施設	単独処理浄化槽転換整備	・特定既存単独処理浄化槽を撤去し、漁業集落排水施設に接続するために必要な（ア）及び（イ）の整備 （ア）末端受益1戸までの本体管路及び公共ますの整備 （イ）特定既存単独処理浄化槽の撤去、接続管路の整備
本体施設に同じ			上記の附帯施設	ー

（２）附帯事業

上記（１）の施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調査・調整活動、新たなマーケットの開拓、実践的知識及び技術の習得活動等を行う事業とする。

（３）浜の活力再生プランへの位置付け

（１）におけるタイプ欄が「浜の活力再生プラン推進タイプ」である施設を整備する場合にあっては、当該漁村地域において策定された浜の活力再生プランにおける取組内容に当該施設の整備が位置付けられていることを要するものとする。

なお、（２）の附帯事業については、本体施設のタイプ欄に準じるものとする。

（４）交付率

本メニューにおける交付率は、次に定める場合を除き、定額（１／２以内）とする。

沖縄にあっては、定額（２／３以内）とする。

ただし、（１）の単独処理浄化槽転換整備の（イ）の整備は特定既存単独処理浄化槽１基あたり補助対象事業費上限 30 万円とする。

（５）事業費に関する取扱い

（１）の事業については、下限事業費は、都道府県が事業実施主体の場合は 1,500 万円、市町村等が事業実施主体の場合は 500 万円とする。ただし、既存施設の改良及び再生については、事業実施主体にかかわらず 500 万円とする。

また、（１）の単独処理浄化槽転換整備の下限事業費は実施主体にかかわらず 200 万円とする。

（６）実施基準

ア 一般的基準

（ア）事業実施主体

事業実施主体は都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、水産業協同組合、

中小企業等協同組合（中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合をいう。）、地方公共団体等が出資する法人、地域再生推進法人又は農林漁業者等が組織する団体とする。

（イ）付加価値創造型漁業地域づくりのための整備の受益対象者及び受益戸数

次の a 及び b のとおりとする。

a 受益対象者

水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展の実現に寄与する者とする。

b 受益戸数

受益戸数は原則として 5 戸以上とする。ただし、事業実施地域が離島又は沖縄である場合は 3 戸以上とする。

（ウ）漁村環境水質保全整備の受益対象者及び受益戸数

次の a 及び b のとおりとする。

a 受益対象者

本事業を実施しようとする地区に居住する者とする。

b 受益戸数

受益戸数は末端受益 1 戸以上とする。

（エ）事業実施地域

a 漁港漁場の高度利用のための整備

原則として、漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき指定された漁港の区域内及び同法の漁港漁場整備事業で整備した漁場施設とする。ただし、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについては、この限りでない。

b 付加価値創造型漁業地域づくりのための整備

原則として、漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき指定された漁港の区域内及びその背後集落とする。ただし、付加価値創造型漁業地域づくりのための整備を行うために必要な各施設を、漁港の区域外の海域や漁港の背後集落外において整備することが適当であると認められるものについては、この限りでない。また、深層水等利活用施設整備を港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）に基づく港湾で行う場合には漁業活動が行われている地域であり当該事業が水産業の振興に資すると認められる場合に限る。

c 漁村環境水質保全整備

漁業集落排水区域において、浄化槽法（昭和 58 年 5 月 18 日法律第 43 号）第 12 条の 5 に規定された公共浄化槽の設置計画を策定した区域のうち、市町村が管路等を市町村財産として整備及び管理する場合に限る。また、以下（a）から（f）のいずれかの地域に該当し、かつ、（g）及び（h）の要件を満たす場合に限る。

（a）漁業集落排水の接続率が 50%以下の市町村であること。

（b）市町村が自ら行う特定既存単独処理浄化槽の廃止・転換に関する市町村単位の実施計画（以下「転換計画」という。）を定めていること。

当該地域において本施設を整備しようとするときは、交付等要綱別記様式第 3－2 号とあわせて転換計画を提出するものとする。

転換計画の内容は、次のとおりとする。

- i 市町村における単独処理浄化槽の現状（残存基数、周辺環境に及ぼす影響）
- ii 市町村における単独処理浄化槽の廃止・転換に向けた方針
- iii 浄化槽法に基づく、浄化槽法促進区域の指定、都道府県知事による除却等に関する指導状況
- iv 特定既存単独処理浄化槽の廃止及び転換計画（残存基数、合併処理浄化槽への転換基数、漁業集落排水施設への接続基数、廃止基数）

（c）湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）第 3 条第 2 項に規定する地域であること。

（d）水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 4 条の 2 により指定された地域であること。

（e）水質汚濁防止法第 14 条の 8 第 1 項に規定する生活排水対策重点区域であること。

（f）有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成 14 年法律第 120 号）第 2 条に定める有明海及び八代海等の流域であること。

（g）浄化槽法附則第 11 条に基づき、都道府県知事が除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導を行う特定既存特定既存単独処理浄化槽であること。

（h）特定既存単独処理浄化槽を廃止し漁業集落排水施設へ接続することについて地域の同意が得られていること。

d a、b 及び c の附帯事業

a、b 及び c の整備に係る地域を事業実施地域とする。ただし、本附帯事業を当該地域以外の地域において実施することが適当であると認められる場合には、この限りでない。

（オ）資源管理の取組

事業を実施する地域においては、水産資源の管理の取組に努めるものとする。

なお、資源管理の取組が行われていない地域にあつては、交付の対象としない。

（カ）積算基準

当該事業費は、原則として当該都道府県において使用されている単価及び歩掛りを基準として、当該地域の実情に即した現地実行価格により算出するものとする。

（キ）交付の対象とする施設の耐用年数

交付の対象とする施設は、原則として処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数に相当する期間をいう。）が 5 年以上のものとする。

（ク）交付の対象とならない施設

個人施設、目的外使用のおそれがあるもの又は事業効果の少ないものは、交付の対象としないものとする。また、消耗的な資材費、用地買収費及び借地料は、交付の対象としない。

（ケ）事業実施主体の適格性

適格性を有しないと認められる事業実施主体による事業については、交付の対象としない。

（コ）木材利用の促進

施設等の整備に当たっては、地域の実情や施設の構造等を勘案しつつ、間伐材を含む

木材の利用促進に配慮するものとする。

(サ) 中古品・古材の利用

所要の耐用年数、性能を満たすと認められる場合は、中古品・古材の利用による整備を交付の対象とすることができる。なお、中古品・古材を利用しても処分制限期間を割り引くこととはしない。

(シ) 施設撤去費

施設撤去費は原則として交付対象外とする。ただし、既存施設の更新又は改修による施設整備の場合にあっては、当該更新又は改修により生じる既存施設の撤去費も交付の対象とする。

(ス) 他の事業等からの切替え

自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を、本目標に係る施設の整備に切り替えて交付の対象とすることは認めない。

(セ) 事業実施完了後の適切な管理運営

事業実施主体は、厳正適格な実施を期するとともに、本事業目的が十分に達成されるよう事業実施完了後における管理運営に必要な措置を講ずる。

(ソ) 他の事業計画との整合

1 の（１）のアについては、漁港及び漁場の整備等に関する法律第 6 条の 3 に基づく漁港漁場整備長期計画及び関連する他の計画との整合性を十分に図るものとする。

(タ) PFI（民間資金等活用事業）等の適用検討

1 の（１）のアについては、コスト縮減に資する PFI 等の適用を検討するものとする。

イ 施設の更新、増設、併設及び改修の取扱い

既存施設及び資材の有効利用等からみて、当該地域の実情に即し必要があると認められる場合であって、次の要件に合致するものについては、施設の更新、増設、併設又は改修に係る事業を交付の対象とすることができるものとする。

(ア) 更新

施設の更新は次の a 又は b の場合に限り交付の対象とする。ただし、対象施設は、（１）の漁港漁場の高度利用のための整備のうちの利用向上施設、環境改善施設（除砂に要する経費を除く。）及び機能改善施設（漁場機能改善施設を除く。）のみとする。

a 既存の施設と同目的の施設を、既存施設の法定耐用年数が過ぎた後に、当該施設の機能の維持、向上等を図るため、施設の全部又は一部を再整備する場合

なお、既存施設の取壊し及び復旧に係る経費は、交付の対象としない（（イ）及び（ウ）において同じ。）。

b 法定耐用年数に満たない場合であっても、施設の再生を図ることが耐用年数当たりの整備費を法定耐用年数後に新設するよりも安価に抑えられる場合

(イ) 増設

既存の施設と同目的の施設を、既存施設と接続して、又は、離れた位置に設置するものとし、連節による設置の場合は、拡張する部分が既存の施設と同程度以上の構造及び仕様である場合に限り交付の対象とする。

(ウ) 併設

既存の施設に接続して、他の目的の施設を設置するものとし、既存施設の利用上支障がないと認められる場合に限り交付の対象にする。

(エ) 改修

既存の施設について、他の目的に利用するため、施設の全部又は一部に変更を加えるものとし、1の(1)の施設であって、事業費の軽減が図られる場合に限り交付の対象とする。

ウ 附帯施設

附帯施設とは、本体施設と一体的に整備し、本体施設の機能を補完するものをいう。

(7) 附帯事務費

当該事業の指導監督に必要な都道府県の附帯事務費及び市町村の附帯事務費に係る事務の取扱いは、次のとおりとする。

ア 附帯事務の内容

(ア) 交付金等交付申請に関する事務

(イ) 当該事業実施に関する事務

- a 事業の実施設計
- b 工事等の契約等
- c 工事の施工管理
- d 事業計画の変更等

(ウ) 当該事業の完了に関する事務

(エ) 当該事業の繰越に関する事務

(オ) その他当該事業の実施に必要な事務

イ 附帯事務費の内容等

(ア) 経費の内容は間接事業の実施に対する指導又は監督に必要な経費とする。

(イ) 都道府県附帯事務費の算定は、附帯事業費を除く事業費の1.0%を上限として算定する。

(ウ) 市町村附帯事務費の算定は、附帯事業費を除く事業費の0.4%を上限として算定する。

3 防災対策関係

(1) 防災対策における対象施設及び事業内容については、次のとおりとする。

タイプ	対象施設	事業内容
浜の活動環境整備支援タイプ	① 津波漂流防止施設	・津波、高潮等の異常気象発生時において漁船等の漂流による漁港施設、集落内の各施設及び集落住民等への被害を防止するために必要な漂流防止壁・柵等及びこれらの附属設備の整備
	② 避難施設	・災害発生時又は災害のおそれがある場合において、集落住民等が安全で円滑に避難をするための避難施設、避難路、避難階段、手すり、避難誘導標識、避難誘導灯等及びこれらの附属設備の整備。 なお、避難施設に限り、下部スペース等を有効に活用するために必要な環境整備を可能とする。
	③ 異常気象情報観測・監視施設	・異常気象の観測を行うために必要な、気象・海象観測装置及びこれらの附属設備の整備 ・異常気象発生時において、漁港内等の安全確認のために必要な監視カメラ等及びこれらの附属設備の整備

④ 防災情報伝達施設	・災害発生時又は災害のおそれがある場合に、集落住民等への早期の災害情報の伝達及び避難指示等に必要な防災無線、安全情報電光掲示板、情報基盤施設等及びこれらの附属設備の整備。 なお、情報基盤施設とは、災害情報の収集・整理・提供に必要なシステム、集中制御装置、光ファイバー等の伝送施設、漁業関係機関等公的機関の情報受発信装置及び他の情報基盤への接続に必要な施設とする。
⑤ 災害時援助施設	・災害発生時又は災害のおそれがある場合に必要となる、安全が確保された避難所、緊急物資保管庫等及びこれらの附属設備の整備
⑥ 緊急時物資等輸送施設	・災害発生時における緊急物資や住民等の輸送のために必要な、陸路・海路・空路を確保するための簡易な施設等及びこれらの附属設備の整備
⑦ 非常用電源施設	・災害時を想定した非常用電源を確保するための施設及びこれらの附属設備の整備
⑧ 既存の共同利用施設の耐震化・耐浪化	・既存の共同利用施設の耐震化及び共同利用施設（給油施設及び電源設備に限る。）の耐浪化（移設を含む。）
上記の附帯施設	－

（２）附帯事業

上記（１）の施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調査・調整活動、新たなマーケットの開拓、実践的知識、技術の習得活動等を行う事業とする。

（３）交付率

本目標における交付率は、以下のアからエまでに定める場合を除き、定額（１／２以内）とする。

ア 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 12 条に定める津波避難対策緊急事業計画に基づき実施する事業により整備される施設については定額（２／３以内）とする。

イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）第 11 条に定める津波避難対策緊急事業計画に基づき実施する事業により整備される施設については定額（２／３以内）とする。

ウ ア及びイに該当しない場合で、次の（ア）から（ウ）までのいずれかの地域（以下３において「離島」という。）にあっては、定額（５．５／１０）とする。

（ア）離島振興法第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

（イ）奄美群島振興開発特別措置法第 1 条に規定する奄美群島

（ウ）小笠原諸島振興開発特別措置法第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島

エ ア及びイに該当しない場合で、かつ沖縄にあっては、定額（２／３以内）とする。

（４）実施基準

ア 一般的基準

（ア）事業実施主体

事業実施主体は都道府県、市町村、水産業協同組合（水産業協同組合法第 2 条に規定する水産業協同組合をいう。）又は農林漁業者等が組織する団体とする。

（イ）受益対象者

次に掲げる者を受益対象者とする。

a 本事業を実施しようとする地区において水産業の事業活動に従事する者

- b 本事業を実施しようとする地区に居住する者
- c 本事業を実施しようとする地区への来訪者

(ウ) 事業実施地域

国土強靱化地域計画が策定された市町村のうち、次に掲げるいずれかの要件を満たす集落を対象とする。

ただし、事業内容④を実施する場合には、災害に強い漁業地域づくり事業実施要領（平成7年4月1日付け7水港第1070号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業基本計画を策定した地区とする。

また、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについては、この限りでない。

- a 漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき指定された漁港及びこれらの漁港の背後に位置する集落
- b 漁業センサス（指定統計第67号）の対象となる漁業集落

(エ) 資源管理の取組

事業を実施する地域においては、水産資源の管理の取組に努めるものとする。

なお、資源管理の取組が行われていない地域にあっては、交付の対象としない。

(オ) 施設の規模等

(イ) に掲げる受益対象者の数、事業実施地区の面積、関係自治体の定める災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく地域防災計画等を勘案した上で計画するものとする。

(カ) 交付の対象とする施設の耐用年数

交付の対象とする施設は、原則として処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数に相当する期間をいう。）が5年以上のものとする。

(キ) 中古品・古材の利用

所要の耐用年数及び性能を満たすと認められる場合は、中古品・古材の利用による整備を交付の対象とすることができる。なお、中古品・古材を利用しても処分制限期間を割り引くこととはしない。

(ク) 交付の対象とならない施設

個人施設又は目的外使用のおそれがある施設の整備、消耗的な資材費、用地買収費、借地料、補償費等の経費は、交付の対象としない。

(ケ) 事業実施主体の適格性

適格性を有しないと認められる事業実施主体による事業については、交付の対象としない。

(コ) 施設撤去費

施設撤去費は、原則として交付対象外とする（移設に係るものは除く。）。ただし、既存施設の改築又は改修による施設整備の場合にあっては、当該改築又は改修により生じる既存施設の撤去費も交付の対象とする。

(サ) 他の事業等からの切替え

自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を、本目標に係る施設の整備に切り替えて交付の対象とすることは認めない。

(シ) 事業実施完了後の適切な管理運営

事業実施主体は、厳正的確な実施を期するとともに、本事業目的が十分に達成されるよう事業実施完了後における管理運営に必要な措置を講ずる。

イ 施設の増設、併設、合体、改築及び改修の取扱い

(ア) 増設

既存の施設と同目的の施設を、既存施設と接続して、又は既存施設と離れた位置に設置するものとし、接続による設置の場合は、拡張する部分が既存の施設と同程度以上の構造及び仕様である場合に限り交付の対象とする。なお、既存の施設の一部取壊し及び復旧に係る経費は交付の対象としない（（イ）及び（エ）において同じ。）。

(イ) 併設

既存の施設（地方公共団体が指定する「津波避難ビル等」を含む。）に接続して、他の目的の施設を設置するものとし、既存施設の利用上支障がないと認められる場合に限り交付の対象とする。

(ウ) 合体

他種の施設整備を同時に合一して行うもの又は2以上の実施主体が同種の施設整備を同時に合一して行うものとし、施設の目的及び利用を阻害しない場合であって、事業費の軽減が図られ、かつ、それぞれの施設整備の固有の工事費が区分され2以上の施設整備に共通する工事費が施設の規模、能力又は利用区分に応じて按分が可能である場合に限り交付の対象とする。

(エ) 改築

既存の施設について、その目的は変更しないものの、その機能の向上等を図るため、施設の全部又は一部に変更を加えるものとし、当該施設の利用状況が適切である（１）の施設であって、新築と比べて整備費の節減が図られる場合に限り交付の対象とする。

a 新築と比べて整備費の節減が図られること。

b 当該施設の利用状況が適切であること。

(オ) 改修

既存の施設について、他の目的に利用するため、施設の全部又は一部に変更を加えるものとし、（１）の施設であって、事業費の軽減が図られる場合に限り交付の対象とする。

ウ 附帯施設

附帯施設とは、本体施設と一体的に整備し、本体施設の機能を補完するものをいう。

エ 事業の実施及び指導監督

事業の実施に当たり、補助金の交付を受けた都道府県又は市町村は、事業実施主体に対し適正な指導監督を行うものとする。

オ 事業費に関する取扱い

事業計画ごとの総事業費が500万円を超える場合に限り交付の対象とし、1施設当たり原則的に国庫交付金額3億円を上限とする。

(5) 費用・便益分析に関する扱い

本事業における対象施設については、 $B/C = 1$ とみなすことができる。ただし、施設整備により災害時の安全を確保することを想定する受益の対象者数や範囲等について明らかに

すること。

(6) 附帯事務費

本メニューの指導監督に必要な都道府県及び市町村の附帯事務費の取扱いは次のとおりとする。

ア 附帯事務の内容

(ア) 交付申請等交付金に関する事務

(イ) 事業の実施設計等事業実施に関する事務

イ 附帯事務費の内容等

(ア) 経費の内容は、間接事業の実施に対する指導又は監督に必要な経費とする。

(イ) 都道府県附帯事務費は、事業費の 1.7% を上限として算定する。

(ウ) 市町村附帯事務費は、事業費の 0.4% を上限として算定する。

第2 海業推進目標

1 メニューの構成

本目標に係る施設のメニューは、次の(1)から(2)に掲げるものとし、浜の活力再生プラン(浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について(平成26年2月6日付け25水港第2656号農林水産事務次官依命通知)第4において水産庁長官の承認を受けたものをいう。以下同じ。)の地域において支援を行う。

(1) 活性化対策

漁港・漁村地域における交流を通じた活性化のため、2に掲げる施設整備を行うものとする。

(2) (1) のメニューの附帯事業

このメニューにおいては、(1)の施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調査・調整活動、新たなマーケットの開拓、実践的知識及び技術の習得活動等を行うものとする。

2 活性化対策関係

(1) 活性化対策における対象施設及び事業内容については、次のとおりとする。

タイプ	対象施設	事業内容
浜の活力再生プラン推進タイプ	① 海業支援施設	・ 漁村特有の新鮮な魚介類等の提供等を通じて、水産業の振興を中心とした地域の活性化を図ることを目的として、加工作業所、地域水産物普及施設(加工品や郷土料理の展示及び販売提供等)、漁業体験施設(地域が一体となって訪問者の増加を図る取組が行われ、かつ、施設整備により漁業所得の向上が明確に見込まれる地域における整備に限る。)等、地域資源の付加価値創造を図る海業支援のための施設及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。 ・ ただし、加工作業所、地域水産物普及施設については、当該施設の全取扱量のうち概ね2分の1以上が地域水産物であることとする。
	② 文化的景観施設	・ 漁業や漁村に特有の伝統文化や景観を通じて、交流による地域活性化を図ることを目的として、漁村の町並み(石畳、照明、植栽、東屋、遊歩道等)、歴史的構造物及び歴史・文化伝承施設並びにこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。 ・ また、当該地域の古民家や廃校・廃屋等を改修し、上記の①地域水産物普及施設として利用する場合に限り、古民家等改修施設及びこれらに附属する設備を交付の対象とする。

(2) 附帯事業

上記(1)の施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調査・調整活動、新たなマーケットの開拓、実践的知識及び技術の習得活動等を行う事業とする。

(3) 浜の活力再生プランへの位置付け

当該漁港漁村地域において策定された浜の活力再生プランにおける取組内容に当該施設の整備等が位置付けられていることを要するものとする。

なお、(2)の附帯事業については、本体施設のタイプ欄に準じるものとする。

(4) 交付率

本メニューにおける交付率は、次に定める場合を除き、定額(1/2以内)とする。

沖縄にあっては、定額(2/3以内)とする。

(5) 事業費に関する取扱い

(1)の事業については、下限事業費は、都道府県が事業実施主体の場合は1,500万円、市町村等が事業実施主体の場合は500万円とする。ただし、既存施設の改良及び再生については、事業実施主体にかかわらず500万円とする。

(6) 実施基準

ア 一般的基準

(ア) 事業実施主体

事業実施主体は都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、水産業協同組合、中小企業等協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合をいう。)、地方公共団体等が出資する法人、地域再生推進法人又は農林漁業者等が組織する団体とする。

(イ) 受益対象者及び受益戸数

次のa及びbのとおりとする。

a 受益対象者

水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展の実現に寄与する者とする。

b 受益戸数

受益戸数は原則として5戸以上とする。ただし、事業実施地域が離島又は沖縄である場合は3戸以上とする。

(ウ) 事業実施地域

原則として、漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき指定された漁港の区域内及びその背後集落とする。ただし、各施設を漁港の区域外の海域や漁港の背後集落外において整備することが適当であると認められるものについては、この限りでない。

(エ) 資源管理の取組

事業を実施する地域においては、水産資源の管理の取組に努めるものとする。

なお、資源管理の取組が行われていない地域にあっては、交付の対象としない。

(オ) 積算基準

当該事業費は、原則として当該都道府県において使用されている単価及び歩掛りを基準として、当該地域の実情に即した現地実行価格により算出するものとする。

(カ) 交付の対象とする施設の耐用年数

交付の対象とする施設は、原則として処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数に相当する期間をいう。）が5年以上のものとする。

(キ) 交付の対象とならない施設

個人施設、目的外使用のおそれがあるもの又は事業効果の少ないものは、交付の対象としない。また、消耗的な資材費、用地買収費及び借地料は、交付の対象としない。

(ク) 事業実施主体の適格性

適格性を有しないと認められる事業実施主体による事業については、交付の対象としない。

(ケ) 木材利用の促進

施設等の整備に当たっては、地域の実情や施設の構造等を勘案しつつ、間伐材を含む木材の利用促進に配慮するものとする。

(コ) 中古品・古材の利用

所要の耐用年数、性能を満たすと認められる場合は、中古品・古材の利用による整備を交付の対象とすることができる。なお、中古品・古材を利用しても処分制限期間を割り引くこととはしない。

(サ) 施設撤去費

施設撤去費は原則として交付対象外とする。ただし、既存施設の更新又は改修による施設整備の場合にあっては、当該更新又は改修により生じる既存施設の撤去費も交付の対象とする。

(シ) 他の事業等からの切替え

自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を、本目標に係る施設の整備に切り替えて交付の対象とすることは認めない。

(ス) 事業実施完了後の適切な管理運営

事業実施主体は、厳正的確な実施を期するとともに、本事業目的が十分に達成されるよう事業実施完了後における管理運営に必要な措置を講ずる。

(セ) 他の事業計画との整合

(1) については、漁港及び漁場の整備等に関する法律第6条の3に基づく漁港漁場整備長期計画及び関連する他の計画との整合性を十分に図るものとする。

イ 施設の更新、増設、併設及び改修の取扱い

既存施設及び資材の有効利用等からみて、当該地域の実情に即し必要があると認められる場合であって、次の要件に合致するものについては、施設の更新、増設、併設又は改修に係る事業を交付の対象とすることができるものとする。

(ア) 更新

施設の更新は次の a 又は b の場合に限り交付の対象とする。

- a 既存の施設と同目的の施設を、既存施設の法定耐用年数が過ぎた後に、当該施設の機能の維持、向上等を図るため、施設の全部又は一部を再整備する場合

なお、既存施設の取壊し及び復旧に係る経費は、交付の対象としない（（イ）及び（ウ）において同じ。）。

- b 法定耐用年数に満たない場合であっても、施設の再生を図ることが耐用年数当たり

の整備費を法定耐用年数後に新設するよりも安価に抑えられる場合

(イ) 増設

既存の施設と同目的の施設を、既存施設と接続して、又は、離れた位置に設置するものとし、連節による設置の場合は、拡張する部分が既存の施設と同程度以上の構造及び仕様である場合に限り交付の対象とする。

(ウ) 併設

既存の施設に接続して、他の目的の施設を設置するものとし、既存施設の利用上支障がないと認められる場合に限り交付の対象にする。

(エ) 改修

既存の施設について、他の目的に利用するため、施設の全部又は一部に変更を加えるものとし、(1)の施設であって、事業費の軽減が図られる場合に限り交付の対象とする。

ウ 附帯施設

附帯施設とは、本体施設と一体的に整備し、本体施設の機能を補完するものをいう。

(7) 附帯事務費

当該事業の指導監督に必要な都道府県の附帯事務費及び市町村の附帯事務費に係る事務の取扱いは、次のとおりとする。

ア 附帯事務の内容

(ア) 交付金等交付申請に関する事務

(イ) 当該事業実施に関する事務

- a 事業の実施設計
- b 工事等の契約等
- c 工事の施工管理
- d 事業計画の変更等

(ウ) 当該事業の完了に関する事務

(エ) 当該事業の繰越に関する事務

(オ) その他当該事業の実施に必要な事務

イ 附帯事務費の内容等

(ア) 経費の内容は間接事業の実施に対する指導又は監督に必要な経費とする。

(イ) 都道府県附帯事務費の算定は、附帯事業費を除く事業費の 1.0%を上限として算定する。

(ウ) 市町村附帯事務費の算定は、附帯事業費を除く事業費の 0.4%を上限として算定する。

(別記 8)

1 メニューの内容

本事業の対象施設の名称、補助率及び実施要件については、別表のとおりとする。

なお、別表において離島とは、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する地域をいう。

- (1) 離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
- (2) 奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号)第 1 条に規定する奄美群島
- (3) 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和 44 年法律第 79 号)第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島

2 実施基準

(1) 一般的基準

ア 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、以下に限るものとする。

- (ア) 都道府県
- (イ) 市町村
- (ウ) 水産業協同組合(水産業協同組合法(昭和 23 年法律第 242 号)第 2 条で定めるものをいう。以下同じ。)
- (エ) さけ・ます類の人工ふ化放流事業を行う団体
- (オ) 水産業の発展を目的とする団体又は法人(上記(ア)から(ウ)まで又は漁業者(3 名以上)が主たる構成員又は出資者となり、事業活動を実質的に支配できるものであって、かつ、水産庁長官が適当と認めるものに限る。)
- (カ) 水産加工業又は水産流通業その他の水産業の発展を目的とする団体又は法人(上記(ア)から(ウ)まで、漁業者、水産加工業者又は水産流通業者(5 名(離島 3 名)以上)が主たる構成員又は出資者となり、事業活動を実質的に支配できるものであって、かつ、水産庁長官が適当と認めるものに限る。)

イ 受益対象者

(ア) 事業(事業の対象施設が別表に掲げる「防災対策関係施設」を除く)の受益対象者は、事業内容を位置づけた浜の活力再生広域プラン(広域浜プランの策定及び関連施策の連携について(平成 28 年 1 月 20 日付け 27 水港第 2627 号農林水産事務次官依命通知)第 2 の 1 に掲げるものをいう。以下同じ。)の地域における水産業協同組合に所属する個人(原則として会社等の被雇用者を除く。)又は法人のうち、事業の実施により直接的に便益を享受する者であって、次の a 又は b に該当するものとする。

ただし b は、事業の対象施設が別表に掲げる「荷さばき施設」、「省エネルギー型施設機能整備」、「加工処理施設」、「再生可能エネルギー利用施設・機能整備」、「海業支援施設」、「海水処理施設」、「水産作業等軽労化機能整備」、「電力・燃油補給施設」、「深層水等利活用施設」、「鮮度保持施設」、「水産廃棄物等処理施設」、「水産資源評価・管理のための電子化推進施設・機能整備」、「その他浜の活力再生広域プランで必要となる施設」及びこれらの附帯施設である場合にのみ受益対象者とする

ができる。

- a 漁業者
- b 上記 a を除く、水産業の競争力強化に寄与する者

(イ) 事業の対象施設が別表に掲げる「防災対策関係施設」の場合は、次の a から c までに掲げる者を受益対象者とする。

- a 本事業を実施しようとする地区において水産業の事業活動に従事する者
- b 本事業を実施しようとする地区に居住する者
- c 本事業を実施しようとする地区への来訪者

ウ 受益数

(ア) 次の a 及び b の合計が原則 1 事業計画ごとに 25 以上とする。ただし、次の (イ) に定める場合にあっては、該当する受益数以上とすることができるものとする。

なお、同一の浜の活力再生広域プランに基づき連携する複数の事業計画については、その受益数の総数をもって上記の受益数とする。ただし、(イ) の a の場合を除き、個々の事業計画の受益数は 5 以上であること。

- a 受益戸数
- b 受益対象者がアの (オ) の要件を満たすものである場合、当該受益者が雇用する漁業従事者

(イ) (ア) のただし書の場合とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

- a 事業の対象施設が別表に掲げる「ノリ高性能刈取船」又は「大型ノリ自動乾燥機及び設置に必要な上屋」であって、受益者が養殖するノリ網の合計面積が 15,000 m²以上である場合は 3 以上
- b 事業の対象施設が別表に掲げる「養殖施設（養殖施設再配置含む）」又は「水産作業等軽労化機能整備」である場合は 5 以上
- c 許可隻数の制限により受益者が絞られている等特段の理由が認められる場合は 10 以上

エ 費用・便益分析

(ア) 事業の実施に当たっては、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰なものとならないよう投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について別に定める手法を用いて定量的に分析を行うものとする。

(イ) 費用対効果については、別表に定めるとおり適切な値となっていること。

(ウ) 別表の B/C 要件欄において、「1 とみなす」とした対象施設については、施設の適切な利用計画の策定を条件として $B/C = 1$ とみなすことができるものとする。ただし、この場合においても、 B/C の算定を行うものとする。

オ 事業費

(ア) 事業費の上限額

1 事業計画における国費の上限額は以下の a 及び b を合算した額とする。

- a 事業費（施設撤去費を除く。）
 - 1 事業計画ごとに、原則として国費 12 億円を上限とする。
- b 施設撤去費
 - 1 撤去施設ごとに、原則として国費 1 億円を上限とする。

(イ) 事業費の下限額

1 事業計画ごとに、原則として事業費 5 千万円以上（施設撤去費を除く）とする。ただし、競争力の強化等のため、特に必要なものであると水産庁長官が認める場合は、この限りではない。

なお、同一の浜の活力再生広域プランに基づき連携する複数の事業計画については、その事業費の合計をもって上記の事業費とする。ただし、個々の事業計画の事業費は 500 万円以上（施設撤去費を除く）であること。

(ウ) 施設撤去費

a 撤去費の基本的な考え方

競争力強化のために必要となる施設整備又は産地市場の統廃合に伴い発生する旧施設の撤去費のうち、当該整備施設と同種の施設の撤去に要するものに限り対象とし、具体的には以下のとおりとする。

(a) 既存施設の所在地と異なる場所において、新たに施設整備や産地市場の統廃合を行う場合にあっては、当該既存施設の撤去に要する費用も補助の対象とする。ただし、新たに整備する施設と同種の施設に限るものとする。

(b) 既存施設の改築又は改修による施設整備の場合にあっては、当該改築又は改修により生じる既存施設の撤去費も補助の対象とする。

b 既存施設に係る財産の処分

撤去を行おうとする既存施設が、過去に農林水産省の補助等を受け整備した施設であり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）第 13 条に定める財産に該当する施設等であって当該施設等の処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）中にある場合には、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。）により当該施設に係る財産の処分について事前に所管官庁と協議を行い、農林水産大臣の承認を受けることが担保されているものとする。

なお、この場合において、処分の承認が得られるまでの間、施設撤去費の執行をしてはならない。これに違反した場合、水産庁長官は事業計画の一部又は全部を取り消すことができるものとする。

カ 施設の規模及び建設費等

建物本体の建設については、地方公共団体において一般的に使用されている仕様を基準とし、建物本体の広さについては、新営一般庁舎面積算定基準（平成 15 年 3 月官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議決定）、地方公共団体において使用されている単価及び歩掛り並びに民間団体等で定められている基準を参考としつつ、事業費の軽減を図り、実情に即した規模のものを計画すること。また、過剰な施設整備を排除し、事業費の軽減に努めること。なお、建物附帯施設、機械等については、システム、機種等の比較検討を十分行った上で計画するものとする。

キ 交付の対象とする施設

交付の対象とする施設は、原則として処分制限期間が 5 年以上のものであり、浜の活力再

生広域プランの承認を受けた漁村地域において、水産業の競争力強化や産地市場の統廃合等を推進するために必要となる共同利用施設の整備に限るものとする。

ク 交付の対象とならない施設

個人施設又は目的外使用のおそれがある施設の整備、漁業活動に直接関わる漁船及び漁具、消耗的な資材費、用地買収費、借地料及び種苗購入費等の経費は、交付の対象としない。また、漁業管理又は資源回復の取組を阻害するおそれのある施設（資源回復に取り組むべき魚種に対して過剰漁獲が生ずる場合等）は交付の対象としない。

ケ 中古品・古材の利用

所要の耐用年数及び性能を満たすと認められる場合は、中古品・古材の利用による整備を交付の対象とすることができる。なお、中古品・古材を利用しても処分制限期間を割り引くこととはしない。

コ 収益性のある事業における受益者への収益配分

補助金の交付を受けて整備した施設により収益性のある事業を実施する場合、事業実施主体は受益対象者への収益配分（漁獲物の買取価格の向上、漁業者への資材販売価格の低減等）を行うことにより、事業における収支計画を均衡させることとし、事業実施主体のみが過剰な利益を享受する事業は交付の対象としない。

サ 他の事業等からの切替え

自力又は他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本事業に係る施設の整備に切り替えて交付の対象とすることは認めない。

シ 木材利用の促進

施設の整備に当たっては、地域の実情、施設の構造等を勘案しつつ、間伐材等の木材の利用促進に配慮するものとする。漁業用作業保管施設の整備については、コスト等の制約を受ける場合を除き、間伐材等の木材による建設を推進する。

ス 他の事業の計画との整合

個々の事業計画の策定に当たっては、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 6 条の 3 に基づく漁港漁場整備長期計画等を考慮したものとする。

セ 事業完了後の適切な管理運営

事業実施主体は、厳正適格な実施を期するとともに、本事業の目的が十分に達成されるよう事業完了後における管理運営に必要な措置を講ずる。

ソ 実施主体の適格性

適格性を有しないと認められる事業実施主体が行おうとする事業については、補助対象としない。また、交付決定以後において、事業実施主体が適格性を喪失したと認められる場合には、事業を中止させるものとする。

(2) 施設の増設、併設、合体、改築、改修又は更新の取扱い

ア 増設

既存の施設と同目的の施設を、既存施設と接続して、又は既存施設と離れた位置に設置するものとし、接続による設置の場合は、拡張する部分が既存の施設と同程度以上の構造及び仕様である場合に限り交付の対象とする。なお、既存の施設の一部取壊し及び復旧に係る経費は交付の対象としない。併設、改築、改修又は更新の場合も同様とする。

イ 併設

既存の施設に接続して、他の目的の施設を設置するものとし、既存施設の利用上支障がないと認められる場合に限り交付の対象とする。

ウ 合体

他種の施設整備と同時に合一して行うもの又は2以上の実施主体が同種の施設整備を合一して行うものとし、施設の設置目的及び利用を阻害しない場合で、事業費の軽減が図られ、かつ、それぞれの施設整備の固有の工事費が区分され、2以上の施設整備に共通する工事費が施設の規模、能力又は利用区分に応じて按分が可能である場合に限り交付の対象とする。

エ 改築

既存の施設についてその目的は変更しないものの、その機能の向上等を図るため、施設の全部又は一部に変更を加えるものとし、以下の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する場合に限り交付の対象とする。

（ア）生産規模の拡大等（以下のaからcまでの要件を全て満たすものに限る。）

a ここに掲げる要件の1つに該当すること。

①生産規模、生産能力又は生産性の1割以上の増大、②施設の稼働経費の削減に伴う施設稼働に係る人件費又は労働時間の1割以上の削減、③施設の設置後に新たに設けられた基準（排水規制、フロンガス規制、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）等）への適合化、④耐震化、⑤バリアフリー化

b 新築と比べて整備費の節減が図られること。

c 当該施設の利用状況が適切であること。

（イ）施設の再生（以下のaからcまでの要件を全て満たすものに限る。）

a 著しい損耗により法定耐用年数まで機能維持が困難と見込まれる施設であって、以下の要件のいずれかを満たすもの。

（a）中核的漁業者（浜の活力再生広域プランにおける中核的漁業者の要件を満たす者をいう。）が主に利用する施設であること。

（b）水産業強化支援事業資源増養殖目標において改築を認められている施設であること。

（c）漁港及び漁村の機能を適切に発揮するために重要な施設であり、かつ、当該施設の維持管理が適切であること。

b 新築と比べて耐用年数当たりの整備費の節減が図られること。

c 当該施設の利用状況が適切であること。

（ウ）施設規模の適正化（以下のa及びc又はb及びcの要件を満たすものに限る。）

a 既存施設に係る水産物取扱量が整備時と比較して5割以上減少していること。

b 海洋環境の変化等により主要取扱魚種が変わり、荷さばき・加工処理等の利用状況に影響が生じる程の変化が認められること。

c 施設の効率的な利用計画を実施主体が作成し、市町村が承認していること。

オ 改修

既存の施設について、他の目的に利用するため、施設の全部又は一部に変更を加えるものとし、事業の対象施設で事業費の軽減が図られる場合に限り補助の対象とする。

カ 更新

施設の更新は補助の対象としない。

ただし、以下の（ア）又は（イ）に該当する場合に限り、補助の対象とすることがで

きる。

(ア) 事業の対象施設が別表に掲げる(イ)以外の施設にあっては、以下のいずれかの要件に該当する場合

a 漁業環境の変化等により、施設の規模等を変更する場合

なお、判断基準は、エの(ア)又は(ウ)に準じて行うものとする。

b 浜の活力再生広域プランに基づき、複数の同種施設の機能の集約化を行う場合

(イ) 事業の対象施設が別表に掲げる「放置艇収容施設」、「船舶離発着施設」、「岸壁等の軽労化施設」、「航路・泊地の安全対策(除砂に要する経費を除く。）」、「ゴミ処理施設、便所、緑地、駐車場等の環境施設」、「漁港機能改善施設」にあっては、以下のいずれかの要件に該当する場合

a 既存の施設と同目的の施設を、既存施設の法定耐用年数が過ぎた後に、当該施設の機能の維持、向上等を図るため、施設の全部又は一部を再整備する場合

b 法定耐用年数に満たない場合であっても、施設の再生を図ることが耐用年数当たりの整備費を法定耐用年数後に新設するよりも安価に抑えられる場合

(3) 附帯施設

附帯施設とは、本体施設と一体的に整備し、本体施設の機能を補完するものをいう。ただし、パレット及びコンテナ(通い容器等)については、衛生管理の向上に資するものであり、かつ、本体施設内のみで使用するものに限り、補助の対象とする。

3 融資

(1) メニュー実施に必要な資金については、株式会社日本政策金融公庫の業務方法書の定めるところにより株式会社日本政策金融公庫の融通を、漁業近代化資金融通法(昭和44年法律第52号)の定めるところにより漁業近代化資金の融通を受けることができる。ただし、沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫の業務方法書の定めるところにより沖縄振興開発金融公庫資金の融通を、漁業近代化資金融通法の定めるところにより漁業近代化資金の融通を受けることができる。

(2) 都道府県知事等は、必要があると認められる場合には、事業計画の概要及び資金の所要額について取りまとめの上、関係金融機関に通知する。

(3) 都道府県知事等は、(1)に基づく融資を受けるに当たり、当該交付対象物件を担保に供する場合には、交付等要綱別紙様式第1号第5に規定する内訳書を事業計画に添付し、水産庁長官に提出するものとする。

4 助成

(1) 国は、毎年度、予算の範囲内において、次に掲げる経費について、その2分の1以内に相当する金額を交付する。

ア 事業計画の策定及び事業実施の指導監督に要する都道府県の経費とし、その算定は、事業費の1.0%を上限とする。

イ 事業実施の指導監督に要する市町村の経費とし、その算定は、事業費の0.4%を上限とする。

(2) 実施主体が都道府県以外である場合の事業費の国庫交付金残部分については当該メニュー

が円滑に実施できるよう、都道府県又は市町村において所要の助成措置につき配慮する。

別表

番号	対象施設等	補助率 (沖縄県は2/3以内) (※：離島は5.5/10以内)	実施要件	主な内容	B/C 要件
1	養殖用種苗生産施設	1/2以内	—	養殖用の魚介類等をふ化・育成する施設	1 以上
2	養殖施設（養殖施設再配置を含む。）	1/2以内	・ 漁業管理、資源回復又は漁場環境の維持・改善の取組を阻害するおそれのあるもの（資源回復に取り組むべき魚種に対して過剰漁獲が生ずる場合など）は、対象としないものとする。 ・ 養殖施設再配置については、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）に定める漁場改善計画に基づくこと。交付対象は繫留資材に限る。	魚介類等をいけす等に入れて飼育するための施設及び持続的養殖生産確保法に定める漁場改善計画に基づく養殖施設の再配置のための繫留資材	1 以上
3	漁獲物運搬施設	1/2以内※	年間取扱量が3,000 t 未満の地域又は水産物集出荷機能集約・強化対策事業基本計画が策定された地域であって離島等の条件不利地域を対象とするものであること。	漁獲物運搬船（離島等の条件不利地域に限る。）	1 以上
4	荷さばき施設	1/2以内※	・ 市場機能を有する場合は、「産地市場再編整備計画」及び「漁港における衛生管理基準について」に基づくものに限る。 ・ 卸売市場を整備する場合においては、水産物の取引参加者の新規参入の基準について、独占禁止法等の問題となるおそれがないものになっていること。	水産物の集出荷作業場（水揚げ・選別場、卸売場建物、検量施設等）	1 以上

5	省エネルギー型施設機能整備	1/2以内※	・施設稼働にかかるエネルギーの消費量又はそのコストを1割以上削減すること。 ・当該施設の利用状況が適切であること。	エネルギー消費量を削減するための施設の改築	1以上
6	ノリ高性能刈取船	1/2以内※	—	ノリ高性能刈取船	1以上
7	大型ノリ自動乾燥機及び設置に必要な上屋	1/2以内※	原則として規模が10連以上のものに限るものとする。	・大型ノリ自動乾燥機及び大型ノリ自動乾燥機の設置に必要な上屋 ・附帯施設のみの整備	1以上
8	漁場底質改善	1/2以内	・事業効果の把握のため、必要な情報の収集体制が整っていること。 ・5年後に生産量1割増加を目指すものに限る。	漁場の底質等の改善を目的として、堅くなった底質を耕すこと（耕うん）、底質を整えること（整地）、堆積物の除去（しゅんせつ等）	1以上
9	つきいそ	1/2以内	・漁獲規制を含む漁場管理規程を定めること。 ・事業効果の把握のため、必要な情報の収集体制を整えること。 ・5年後に生産量1割増加を目指すものに限る。	定着性の水産動植物又は広域性回遊を伴わない魚種の増産を図るための漁場の造成を目的として行われる自然石の投入等	1以上
10	放流用種苗生産施設	1/2以内	—	放流用の魚介類等をふ化・育成する施設	1とみなす
11	さけ・ます種苗生産等施設	1/2以内	・サケの放流尾数の都道府県内合計が過去3年連続して200万尾以上であること。 ・都道府県内のサケ沿岸来遊尾数（沿岸漁獲数と河川漁獲数との合計）が過去3年連続して1万尾以上であること。	さけ・ますの種苗生産、中間育成、放流、そ上等に係る以下の施設 1. 産卵のため河川に遡上してきたさけ・ます親魚を捕獲するための施設、捕獲した親魚のうち成熟していない親魚を成熟するまで管理するための施設、採卵するための施設（魚止め施設、河床整備、護岸、魚止め	1とみなす

				装置保管庫、蓄養池及び採卵室を含む。) 2. さけ・ますの受精卵及びふ化した仔魚を管理するための施設（検卵室、ふ化槽、ふ上槽及び養魚池を含む。) 3. さけ・ます稚魚を飼育・管理するための施設（管理室、倉庫、上屋施設及び飼育池を含む。) 4. 種苗生産施設や中間育成施設等の給排水を行うための施設（導水路、井戸、発電機施設及び排水路を含む。) 5. 給餌や飼育池の清掃を自動で行うための施設（水流式、ブラシ式等) 6. 稚魚の飼育により生じる糞等処理するための排水処理施設及び残滓処理施設（沈殿池、排水処理施設及び残滓処理施設を含む。) 7. 稚魚をいけす等に入れて海中で飼育するための施設（網いけす、浮子、ワイヤーロープ等の付属品を含む。) 8. 魚道の延長、導流堤等の魚道機能障害を回復するための施設（魚道の延長、導流堤等) 9. 取水堰堤等の河川を横断している構造物に設ける遡河性魚類等が上流へ遡るための通り道	
12	種苗中間育成施設	1/2以内	内水面漁業に係るものに限	種苗生産施設等で生産され	1 以上

			る。	た種苗を放流等に適したサイズまで育成するための施設	
13	病害汚染防止施設	1/2以内	内水面漁業に係るものに限る。	薬浴、洗浄等により魚病の伝染を防止するための施設	1 以上
14	加工処理施設	1/2以内※	漁獲物の簡易な加工処理施設に限る。	水産物の加工処理施設	1 以上
15	再生可能エネルギー利用施設・機能整備	1/2以内※	共同利用施設等へ太陽光、風力、水産系廃棄物等を原料としたバイオマス、雪氷熱等により発電したエネルギーを供給するために必要な発電施設及びそれに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。ただし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条の再生可能エネルギー発電設備の対象となる場合を除く。	・ 太陽光、風力、水産系廃棄物等を原料としたバイオマス、雪氷熱等の再生可能エネルギーを利用する発電施設であり、漁業地域の省エネルギー化や温暖化対策、循環型社会の構築等に資する施設及びそれに附属する設備 ・ 共同利用施設等における再生可能エネルギーの利用のための施設改築	1 とみなす
16	海業支援施設	1/2以内※	漁村特有の新鮮な魚介類等の提供等を通じて、水産業の振興を中心とした地域の活性化を図ることを目的として、加工作業所、地域水産物普及施設（加工品や郷土料理の展示及び販売提供等）、漁業体験施設、休憩所等、地域資源の付加価値創造を図る海業支援のための施設及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。	漁村特有の新鮮な魚介類等の提供等を通じて、水産業の振興を中心とした地域の活性化を図ることを目的とした加工作業所、地域水産物普及施設（加工品や郷土料理の展示及び販売提供等）、漁業体験施設、休憩所等、地域資源の付加価値創造を図る海業支援のための施設	1 以上

			ただし、加工作業所、地域水産物普及施設については、当該施設の全取扱量のうち3分の2以上が地域水産物であることとする。		
17	作業保管施設	1/2以内※	水産物の一時保管施設については、出荷前の一次処理施設を伴う場合に限る。	水産物の出荷前の一次処理、漁具等の保管施設	1以上
18	海水処理施設	1/2以内※	—	漁業生産関連作業又は水産物の流通を目的に使用する海水の殺菌処理等の施設	1以上
19	漁船保全修理施設	1/2以内	—	漁船の補修・修繕を目的として陸揚げするための施設	1以上
20	水産作業等軽労化機能整備	1/2以内	—	負担軽減、事故防止及びバリアフリー化のための段差解消、クレーン整備、電子化等のための施設改築、機器整備	1以上
21	放置艇収容施設	1/2以内	・原則として漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）に基づき指定された漁港の区域内とする。ただし、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りではない。 ・当該漁港の区域内又は周辺水域等に係留されている放置艇を適切に収容し、漁船等との利用調整を図るために必要な以下の整備を行う。		1以上
	①簡易な係留施設		漁港及び周辺水域の放置艇対策として、漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第1号のロに掲げる係留施設のうち簡易な浮棧橋、棧橋等及びこれらに附属す	漁港及び周辺水域の放置艇対策として、漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第1号のロに掲げる係留施設のうち簡易な浮棧橋、棧橋等及びこれらに附属す	

			る設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。	る設備	
	②陸上保管・上下架施設		漁港及び周辺水域の放置艇対策として、プレジャーボート等を陸上に保管するために必要な上下架施設及び保管施設並びにこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。ただし、陸上保管施設の整備に必要な用地整備として、漁港施設用地の舗装等は交付の対象とするが、埋立等を伴う新たな用地造成は交付の対象としない。	漁港及び周辺水域の放置艇対策として、プレジャーボート等を陸上に保管するために必要な上下架施設及び保管施設並びにこれらに附属する設備	
	③突堤		漁港及び周辺水域の放置艇対策として、漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第1号のイに掲げる外郭施設のうち、突堤及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。	漁港及び周辺水域の放置艇対策として、漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第1号のイに掲げる外郭施設のうち、突堤及びこれらに附属する設備	
	④廃船処理経費		漁港及び周辺水域の放置艇対策として、漁港の区域内におけるプレジャーボート等の廃船（漁船以外）を処理するために必要な経費とする。	漁港及び周辺水域の放置艇対策として、漁港の区域内におけるプレジャーボート等の廃船（漁船以外）を処理するために必要な経費	
	⑤船舶等放置対策設備		漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき、船舶等の放置禁止区域等を示す看板、柵等及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。	船舶等の放置禁止区域等を示す看板、柵等及びこれらに附属する設備	
22	船舶離発着施設	1/2以内※	・原則として漁港及び漁場	離島における水産物出荷・	1以上

			の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）に基づき指定された漁港の区域内とする。ただし、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りではない。 ・離島航路、定期船等の離発着に必要な待合所（休憩所、便所等）、浮棧橋、乗降設備、利便設備及びこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものとする。	島外流通に必要な、フェリー・定期便等の就航・係留のための浮棧橋、乗降設備、利便設備及びこれらに附属する設備（離島に限る。）	
23	岸壁等の軽労化施設	1/2以内	・原則として漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき指定された漁港の区域内とする。ただし、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りではない。 ・浮棧橋及びベルトコンベア、クレーン等の軽労化施設並びにこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。	浮棧橋及びベルトコンベア、クレーン等の軽労化施設並びにこれらに附属する設備（固定式の施設に限る。）	1 以上
24	航路・泊地の安全対策	1/2以内	・原則として漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき指定された漁港の区域内とする。ただし、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りではない。 ・航路及び泊地の安全対策に必要な灯標の設置及び除砂（除砂設備、除砂船及び	航路及び泊地の安全対策に必要な灯標の設置及び除砂	1 以上

			除砂作業に要する経費）を交付の対象とする。ただし、除砂を行う場合、次のア及びイの要件を満たすことが必要である。また、当該地区の除砂は、概ね5年に1回限りとし、その範囲は、航路・泊地の安全を確保するのに必要最小限の範囲とする。 ア 漁港管理者が当該水域の適切な維持管理を図っている漁港 イ 当該漁港の置かれている自然条件等の地域特性から、当面抜本的な埋没対策が困難な漁港又は突発的な要因により埋没が見られる漁港		
25	ゴミ処理施設、便所、緑地、駐車場等の環境施設	1/2以内	・原則として漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき指定された漁港の区域内とする。ただし、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りではない。 ・漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第2号のカに掲げる漁港環境整備施設のうち、植栽、運動施設、便所、休憩所、ゴミ処理施設、駐車場（立体駐車場を含む）及びこれらに附属する設備	漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第2号のカに掲げる漁港環境整備施設のうち、植栽、運動施設、便所、休憩所、ゴミ処理施設、駐車場（立体駐車場を含む）及びこれらに附属する設備	1以上
26	漁港機能改善施設	1/2以内	・原則として漁港及び漁場の整備等に関する法律に基		1以上

		づき指定された漁港の区域内とする。ただし、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りではない。 ・次に掲げる施設の既存施設について、漁港機能の向上を図るために必要な小規模な改良を行うものとする。		
	①防波堤、護岸等の外郭施設	・漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第1号のイに掲げる外郭施設及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成しているものを交付の対象とする。 ・外郭施設には当該施設の機能上、利用上又は管理上必要と認められる場合に限り、附属設備として、係船柱、係船環、防衝設備、階段、はしご、防護柵、車止め、照明設備、灯標又は防風設備等を設置することができる。	漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第1号のイに掲げる外郭施設及びこれらに附属する設備	
	②岸壁、船揚場等の係留施設	・漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第1号のロに掲げる係留施設のうち、岸壁、物揚場、船揚場（以上においては、埋立てを伴う場合を除く。）、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成しているものを交付の対象とする。 ・岸壁、物揚場、栈橋、浮栈橋等には、当該施設の機	漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第1号のロに掲げる係留施設のうち、岸壁、物揚場、船揚場、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋及びこれらに附属する設備	

		能上又は管理上必要と認められる場合に限り、附属設備として、防舷材、係船柱、係船環、車止め、照明設備、灯標、防風設備、階段、はしご、防護柵若しくは排水溝に附帯する沈砂地又はスクリーンを設置することができる。 ・船揚場には、当該施設の機能上又は管理上必要と認められる場合に限り、附属設備として、係船環、照明設備、車止め、防護柵、防風設備又は滑り材を設置することができる。		
	③臨港道路等の輸送施設	・漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第2号のイに掲げる輸送施設のうち、道路、橋及びこれらに附帯する施設で、当該施設を構成しているものを交付の対象とする。 ・道路及び橋は、車道、歩道、中央帯、路肩、停車帯等により構成されるものとする。 ・道路及び橋には、当該施設の機能上、安全上又は管理上必要と認められる場合に限り、附属設備として、防護柵、車止め、照明設備、街路樹又は植栽、道路標識、橋梁桁下の標識、防雪設備又は除雪、融雪設備等を設置することができる。	漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第2号のイに掲げる輸送施設のうち、道路、橋及びこれらに附帯する施設	
	④漁港施設用地の舗装等	漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第2号のハに掲げる漁港施設用地につ	漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第2号のハに掲げる漁港施設用地につ	

			いて、舗装、インターロッキングの設置等を交付の対象とする。	いて、舗装、インターロッキングの設置等	
27	密漁等監視施設	1/2以内	・密漁被害があること。 ・施設の適切な運用に足る人員が確保されていること。 ・地方公共団体が保有する監視船は助成対象外とする。	漁場監視レーダー、監視カメラ装置、鉄塔、監視所等により構成される施設や漁場監視船	1 とみなす
28	電力・燃油補給施設	1/2以内※	—	電力・燃油補給施設(固定式のもの)	1 以上
29	深層水等利活用施設	1/2以内※	・原則として漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき指定された漁港の区域内及びその背後集落とする。ただし、漁港の区域外の海域や漁港の背後集落外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りではない。また、港湾法（昭和25年法律第218号）に基づく港湾で行う場合には漁業活動が行われている地域であり当該事業が水産業の振興に資すると認められる場合に限る。 ・深層水等の清浄海水の取水管、導水管、浄水管、送水管、配水管等及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。なお、配水管は共同利用施設へ配水するための幹線及び主要な支線とし、個別給水管を含まないものとする。また、所要の	深層水等の清浄海水の取水管、導水管、浄水管、送水管、配水管等及びこれらに附属する設備	1 以上

			清浄を確保するのが困難な場合は、滅菌処理等の施設を整備することができる。 ・また、深層水等を利活用した製氷施設及び水産物加工施設並びにこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものをあわせて整備することができる。		
30	鮮度保持施設	1/2以内※	国産水産物を3分の2以上扱う施設に限る。	水産物を対象とした製氷施設、貯氷施設、冷凍施設、冷蔵施設	1以上
31	水産廃棄物等処理施設	1/2以内※	—	へい死魚、加工残さ、排水等の処理施設、再資源化施設	1とみなす
32	養殖場環境管理施設	1/2以内	養殖場の環境管理のために設置するものに限る。	海況観測装置（海上ブイ）、送受信装置等により構成される施設	1とみなす
33	防災対策関係施設	1/2以内※ （南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条に定める津波避難対策緊急事業計画に基づき実施する事業により整備される施設については2/3以内）	・次のa又はbに該当する集落を対象とする。 ただし、災害に強い漁業地域づくり事業実施要領（平成7年4月1日付け7水港第1070号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業基本計画を策定した地区とする。 また、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについては、この限りでない。 a 漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき指定された漁港及びこれらの漁港の背後に位置する集落 b 漁業センサス（指定統		1とみなす

			計第67号)の対象となる 漁業集落		
	①異常気象監視施設		異常気象発生時において、 漁港内等の安全確認のために 必要な監視カメラ等及び これらの附属設備の整備	異常気象発生時において、 漁港内等の安全確認のため に必要な監視カメラ等及び これらの附属設備	
	②非常用電源施設		災害時を想定した非常用電 源を確保するための施設及 びこれらの附属設備の整備	災害時を想定した非常用電 源を確保するための施設及 びこれらの附属設備	
34	水産情報高度利用 施設	1/2以内	—	衛星からの海況情報や漁船 の安全航行（漁業者落水時 の自動通報等を含む。）の ための無線情報等の送受信 施設（陸上の固定局に限る 。）	1とみ なす
35	衛生環境強化機能 整備	1/2以内	—	共同利用施設における衛生 環境強化のための施設改築 、機器整備	1以上
36	地下海水取水施設	1/2以内	—	魚介類等の養殖又は養殖用 種苗生産に利用するための 地下海水の取水施設の整備	1以上
37	水産資源評価・管 理のための電子化 推進施設・機能整 備	1/2以内	—	産地市場における漁獲情報 、漁場における海況情報等 の水産資源評価・管理に活 用する情報を電子化するた めの施設・機器整備	1とみ なす
38	その他、浜の活力 再生広域プランで 必要となる施設	1/2以内※	所得の向上に関連する施設 に限る。	機器、車、船及び宿泊施設 を除く。	1以上
39	上記の附帯施設	本体施設に同 じ	—	本体施設と一体的に整備し 、本体施設の機能を補完す るもの。	—

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

(地方公共団体向け)

(〇〇事業)

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	※藻場の維持管理等のための施肥を行う場合(該当しない ☐) 肥料の適正な保管	☐

	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
②	☐	※養殖を行う場合(該当しない ☐) 水産用医薬品の適正な使用	☐

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
③	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
④	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと(照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等)を検討	☐
⑤	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥	☐	※肥料・飼料等の製造を行う場合(該当しない ☐) 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑧	☐	資源の再利用を検討	☐

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
--	--------------	-------------------	---------------

⑨	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない □） 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
⑩	☐	※特定事業場である場合（該当しない □） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐

	申請時 (します)	(7) 環境関連法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑫	☐	関係法令の遵守	☐
⑬	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
⑭	☐	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない □） 機械等の適切な整備と管理に努める	☐
⑮	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

< 報告内容の確認と個人情報の取扱いについて >

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました → ☐

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

(地方公共団体以外向け)

(〇〇事業)

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	※藻場の維持管理等のための施肥を行う場合 (該当しない □) 肥料の適正な保管	☐
②	☐	※藻場の維持管理等のための施肥を行う場合 (該当しない □) 肥料の使用状況の記録・保存に努める	☐

	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
③	☐	※養殖を行う場合 (該当しない □) 水産用医薬品の適正な使用	☐

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
④	☐	漁船・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める。	☐
⑤	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	☐

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に務める	☐

	申請時	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時
--	-----	-------------------------------	-----

	(します)		(しました)
⑦	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑧	☐	※養殖を行う場合（該当しない □ ） 生餌給餌から配合飼料への転換もしくは給餌効率の向上等による給餌量削減を検討	☐

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑨	☐	※資源管理協定を締結している場合（該当しない □ ） 資源管理協定の遵守	☐
⑩	☐	※養殖を行う場合（該当しない □ ） 人工種苗生産技術が確立した魚種について、人工種苗使用を検討	☐
⑪	☐	※漁場改善計画を策定している場合（該当しない □ ） 漁場改善計画の遵守	☐

	申請時 (します)	(7) 環境関連法令の遵守等	報告時 (しました)
⑫	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑬	☐	関係法令の遵守	☐
⑭	☐	漁船等の装置・機材の適切な整備と管理の実施に努める	☐
⑮	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

<報告内容の確認と個人情報の取扱いについて>

・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。

・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました → ☐